

福島第一原子力発電所
原子力事業者防災業務計画

2025年3月

東京電力ホールディングス株式会社

改 定 来 歴

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
0	平成12年6月16日 (原管発官12第147号)	新規制定	
1	平成13年8月1日 (原管発官13第217号)	ICRP Pub. 60 法令化, 中央省庁再編, フィルムバッジ廃止, オフサイトセンター運営要領との整合及び表現の適正化等に伴う一部改定	
2	平成14年8月1日 (原管発官14第200号)	「防災基本計画」修正並びに「原子炉施設等の防災対策について」改訂の取り入れ, 福島県組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
3	平成15年8月1日 (原管発官15第168号)	国, 自治体及び社内組織改編, 「原子炉施設等の防災対策について」改訂, 緊急被ばく医療活動の充実強化及び表現の適正化等に伴う一部改定	
4	平成16年8月6日 (原管発官16第228号)	「原子力災害対策特別措置法施行規則」改正, 省庁, 自治体及び社内組織改編, オフサイトセンター派遣要員及び貸与資機材の福島第一, 福島第二原子力発電所間協力の実施の取り入れ等に伴う一部改定	
5	平成17年8月5日 (原管発官17第200号)	各経済産業局等の組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
6	平成18年8月8日 (原管発官18第179号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更及び表現の適正化等に伴う一部改定	
7	平成19年8月10日 (原管発官19第254号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 表現の適正化及び副原子力防災管理者の代行順位見直し等に伴う一部改定	
8	平成20年8月8日 (原管発官20第230号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 自治体及び社内組織改編並びに原子力災害対策特別措置法施行規則一部改正等に伴う一部改定	

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
9	平成21年8月7日 (原管発官21第166号)	火災発生時の対応の明確化及び発電所周辺監視柵の移設による周辺監視区域の変更に伴う一部改定	
10	平成22年8月9日 (原管発官22第210号)	内閣府告示による指定行政機関の変更及びSPDS常時伝送運用等に伴う一部改定	
11	平成23年12月22日 (原管発官23第544号)	省庁組織改編に伴う名称変更及びJ E A G改定に伴う通報並びに報告様式の一部改定	
12	平成25年3月12日 (原管発官24第647号) ※1 (原管発官24第648号) ※2	原子力災害対策特別措置法等の改正, 福島県地域防災計画の修正, 発電所の現状等反映に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
13	平成25年6月19日 (原管発官25第174号) ※1 (原管発官25第175号) ※2	社内組織改編, 社内防災体制の見直し, 通報先の追加に伴う一部改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
14	平成25年12月2日 (原管発官25第553号) ※1 (原管発官25第554号) ※2	原子力災害対策指針の改正, 原子力災害対策特別措置法関連法令の改正, 発電所防災体制の見直し, 発電所入退域管理棟運用開始, 特定原子力施設に係る実施計画の施行に伴う一部改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
15	平成27年3月25日 (運総発官26第811号) ※1 (運総発官26第812号) ※2	社内防災組織の変更, 省庁組織改編に伴う名称変更及びE A L事業者解釈追加に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
16	平成27年8月1日 (運総発官27第231号) ※1 (運総発官27第232号) ※2	原子力災害対策指針の改正, 原子力災害対策特別措置法関連法令の改正, E A L事業者解釈追加に伴う改定及び組織改編に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
17	平成28年4月1日 (運総発官28第5号) ※1 (運総発官28第6号) ※2	ホールディングカンパニー制への移行に伴う社内組織の変更, 及び社内防災組織の変更に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
18	平成28年12月16日 (運総発官28第342号) ※1 (運総発官28第343号) ※2	原子力事業所災害対策支援拠点の変更, 及び緊急事態応急対策等拠点施設等の運用変更他に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
19	平成 29 年 11 月 10 日 (廃炉発官 29 第 16 号) ※1 (廃炉発官 29 第 17 号) ※2	原子力災害対策指針の改正，原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う改定及び原子力防災組織見直しに伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
20	平成 31 年 3 月 28 日 (廃炉発官 30 第 317 号) ※1 (廃炉発官 30 第 318 号) ※2	社内防災体制の見直し及び原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
21	2020 年 3 月 30 日 (廃炉発官 R1 第 252 号) ※1 (廃炉発官 R1 第 253 号) ※2	原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う改定及び記載の適正化	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
22	2020 年 8 月 21 日 (廃炉発官 R2 第 108 号) ※1 (廃炉発官 R2 第 109 号) ※2	国土交通省自動車局の組織再編に伴う改定，EAL 判断基準改正に伴う改定及び通報連絡様式記入方法の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
23	2021 年 3 月 9 日 (廃炉発官 R2 第 269 号) ※1 (廃炉発官 R2 第 270 号) ※2	用語の定義の見直し，原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の点検方法の追記及び記載の適正化等に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
24	2021 年 12 月 1 日 (廃炉発官 R3 第 154 号) ※1 (廃炉発官 R3 第 155 号) ※2	原子力防災組織の業務の一部を委託するもの「東電フュエル株式会社」の社名変更及び新組織設置に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
25	2022 年 2 月 25 日 (廃炉発官 R3 第 213 号) ※1 (廃炉発官 R3 第 214 号) ※2	EAL 判断基準事業者解釈の一部見直し，本社原子力防災組織見直しに伴う修正及びSPDS データ伝送項目の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
26	2022 年 9 月 13 日 (廃炉発官 R4 第 95 号) ※1 (廃炉発官 R4 第 96 号) ※2	原子力防災管理者の代行順位の見直し，副原子力防災管理者の役職変更，国土交通省自動車局の組織再編に伴う改定及びSPDS データ伝送項目の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
27	2023 年 3 月 24 日 (廃炉発官 R4 第 187 号) ※1 (廃炉発官 R4 第 188 号) ※2	原子力災害対策特別措置法関係省令に併せた改定，SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定，オンサイト医療活動に係る改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
28	2023年8月30日 (廃炉発官 R5 第 78 号) ※1 (廃炉発官 R5 第 79 号) ※2	原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の役職変更, SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定, 通報連絡様式の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
29	2024年3月26日 (廃炉発官 R5 第 165 号) ※1 (廃炉発官 R5 第 166 号) ※2	その他の原子力防災資機材の記載方法の変更, オンサイト医療に係る資機材等の追加, 通報連絡経路の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
30	2024年10月1日 (廃炉発官 R6 第 103 号) ※1 (廃炉発官 R6 第 104 号) ※2	気象観測装置の設置場所変更に伴う改定, 社内組織改編に伴う原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
31	2025年3月25日 (廃炉発官 R6 第 214 号) ※1 (廃炉発官 R6 第 215 号) ※2	事業者が担うオフサイト防災に関わる支援活動を明記, 通報様式の見直し	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	7
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	8
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	8
第2章 原子力災害予防対策の実施	9
第1節 防災体制	9
1. 態勢の区分	9
2. 原子力防災組織等	9
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	10
第2節 原子力防災組織の運営	12
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	12
2. 原子力警戒態勢の発令及び解除	12
3. 緊急時態勢の発令及び解除	14
4. 権限の行使	17
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	18
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	18
2. 原子力防災資機材の整備	19
3. その他の原子力防災資機材の整備	19
4. 遠隔操作が可能な装置等の整備	19
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	20
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	20
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	20
3. 発電所及び本社等に備え付ける資料	20
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	21
1. 緊急時対策所	21
2. 原子力事業所災害対策支援拠点	21

3. 本社非常災害対策室	2 1
4. 退避場所及び避難集合場所	2 2
5. 救急医療施設	2 2
6. 気象観測設備	2 2
7. 緊急時サイレン及び所内放送装置	2 3
第6節 防災教育の実施	2 3
第7節 訓練の実施	2 4
1. 社内における訓練	2 4
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	2 5
第8節 関係機関との連携	2 5
1. 国との連携	2 5
2. 地方公共団体との連携	2 5
3. 地元防災関係機関等との連携	2 6
第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動	2 6
第3章 警戒事象発生時における対応	2 7
第1節 連絡	2 7
1. 連絡の実施	2 7
2. 原子力警戒態勢発令時の対応	2 7
3. 情報の収集と提供	2 8
4. 社外関係機関との連絡方法	2 8
第2節 応急措置の実施	2 8
第4章 緊急事態応急対策等の実施	2 9
第1節 通報及び連絡	2 9
1. 通報の実施	2 9
2. 緊急事態発令時の対応	3 0
3. 情報の収集と提供	3 0
4. 社外関係機関との連絡方法	3 1
5. 通話制限	3 1
第2節 応急措置の実施	3 1
1. 避難誘導及び警備	3 1

2.	放射能影響範囲の推定及び防護措置	3 2
3.	医療活動	3 3
4.	消火活動	3 4
5.	汚染拡大の防止	3 4
6.	線量評価	3 5
7.	広報活動	3 5
8.	応急復旧	3 5
9.	原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	3 6
10.	資機材の調達及び輸送	3 6
11.	事業所外運搬に係る事象発生における措置	3 7
12.	応急措置の実施報告	3 7
13.	原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣等	3 8
第3節	緊急事態応急対策	3 9
1.	第2次緊急事態勢の発令	3 9
2.	原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	4 0
3.	応急措置の継続実施	4 0
4.	事業所外運搬事故における対策	4 0
第5章	原子力災害事後対策	4 2
第1節	発電所の対策	4 2
1.	復旧対策	4 2
2.	被災者の相談窓口の設置	4 3
3.	原子力防災要員等の健康管理等	4 3
4.	緊急事態勢の解除	4 3
5.	原因究明と再発防止対策の実施	4 3
第2節	原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣等	4 3
1.	原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材等の貸与	4 3
2.	他の原子力事業者の協力の要請	4 4
第6章	その他	4 5
第1節	他の原子力事業者への協力	4 5
第2節	附則	4 5

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定並びに原子力災害対策指針に基づき、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、発電所における災害対応及び住民の避難支援活動に対し、実効性のある原子力災害対策の構築と、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 警戒事態（AL ; Alert）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報事象（特定事象）には至っておらずその時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態。

3. 施設敷地緊急事態（SE ; Site area Emergency）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じ、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある事態。：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準（特定事象）。

4. 全面緊急事態（GE ; General Emergency）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力施設において公衆に放射線による影

響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある事態。：原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準（原子力緊急事態）。

5. 原子力緊急事態

発電所施設の保安及び維持管理等において放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所の敷地外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

6. 原子力災害予防対策

緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の実施に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策をいう。

7. 緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

8. 原子力災害事後対策

原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

9. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の5第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

10. 原子力事業所

原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

11. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関

及び同法第 8 条から第 8 条の 3 までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省)

1 2. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

1 3. 緊急事態応急対策等拠点施設

原子力災害が発生した場合において、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施する際の拠点施設をいい、この計画においては、福島県南相馬原子力災害対策センター(以下「オフサイトセンター」という。)をいう。ただし、事業所外運搬での発生時には、「国の原子力災害対策本部長が定める施設」に読み替える。

なお、代替オフサイトセンターを福島県楢葉原子力災害対策センター及び福島県環境創造センター交流棟とする。

1 4. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。

1 5. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和 37 年政令第 44 号)第 1 条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随してする核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

1 6. 原子力警戒態勢

原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための態勢をいう。

1 7. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって、発電所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対処するための態勢をいう。

1 8. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を

図るために実施する活動をいう。

19. 原子力警戒組織

発電所に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織をいう。

20. 本社原子力警戒組織

本社等に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織をいう。

21. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

22. 本社原子力防災組織

本社等に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

23. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、発電所においてその事業の実施を統括管理する者をいう。なお、緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長という。

24. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

25. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。具体的には発電所の原子力防災組織に所属する社員（原子力防災管理者、副原子力防災管理者を除く）、原子力防災組織の業務の一部を委託した会社の作業員、並びにその他発電所及び本社等の原子力防災組織に所属するもののうち原子力災害発生時に発電所の原子力防災組織に入り、原子力災害対策活動を行う可能性がある社員をいう。

26. 原子力防災要員等

原子力防災管理者及び副原子力防災管理者並びに原子力防災要員をいう。

27. 本社原子力防災要員

本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行なう社員をいう。

28. 緊急時対策所

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

29. 本社非常災害対策室

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意志決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（原子力施設事態即応センター）をいう。

30. 安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という。）

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する福島第一原子力発電所5、6号機の原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

31. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター、並びに原子力事業者の緊急時対策所及び本社非常災害対策室を接続する情報通信ネットワーク（地上系及び衛星系ネットワーク）をいう。

32. 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

33. 特定原子力施設

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

第64条の2第1項の規定に基づき指定する施設。発電所は平成24年11月7日、特定原子力施設の指定を受けている。

34. 防災訓練（緊急時演習）

原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告する訓練をいう。特に緊急時演習の明記がない防災訓練は社内訓練とする。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

発電所施設に関する保安及び維持管理等に関する事項については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」に基づき、活動を行う。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の実施に必要となる防災体制の整備及び原子力防災資機材の整備、防災教育並びに防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害事後対策の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣による原子力災害地域復旧等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災要員等及び本社原子力防災要員は、平素から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、福島県地域防災計画、大熊町地域防災計画及び双葉町地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。なお、環境放射線モニタリングに関する事項を修正しようとするときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ福島県知事、大熊町長及び双葉町長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より福島県知事、大熊町長及び双葉町長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やかに様式1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分する。

表 態勢の区分

発生事象の情勢	態勢の区分
別表2-1の事象が発生したときから、第1次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表2-1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒態勢
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表2-3の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ別表2-2及び別表2-3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢

注) 原子力災害対策特別措置法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。

なお、平成23年3月11日、発電所において別表2-3の事象が発生したことから第2次緊急時態勢の発令を行い、現在、原子力災害対策活動を実施している。

2. 原子力防災組織等

社長は、発電所に原子力警戒組織及び原子力防災組織を、本社に本社原子力警戒組織

及び本社原子力防災組織を設置する。

(1) 発電所

- ① 原子力警戒組織及び原子力防災組織は、別図 2-1 に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力災害が発生した場合に別表 2-4-1 に定める業務を直ちに行える原子力防災要員を置く。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に様式 2 の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から 7 日以内に届け出る。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうち、発電所からの派遣要員をあらかじめ定めておく。

派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。

- a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
 - b. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
- ⑤ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力防災組織及び原子力防災要員等の状況について報告を求められたときはこれを行う。

(2) 本社

- ① 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織は、別図 2-2 に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。
- ② 本社原子力防災組織は本社原子力防災要員で構成する。
- ③ 第 2 次緊急事態勢が発令された場合には、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、全社的に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に取り組むものとする。
- ④ 社長は、本社からの派遣要員をあらかじめ定めておく。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- ① 別表 2-1、別表 2-2 又は別表 2-3 の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図 2-3 又は別図 2-4 に示す箇所へ通報し、原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令する。
- ② 原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、直ちに発電所所属の原子力防災要員等を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図 2-3 又は別図 2-5 に示す箇所へ報告する。
- ③ 原子力災害対策特別措置法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ④ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑤ 発電所所属の原子力防災要員等に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練（緊急時演習）及び防災教育を実施する。
- ⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である副所長（技術）、センター所長、室長及びその他技術系特別管理職（当直長除く）の中から、別表 2-4-2 で定める順位により代行者を指定する。

（2）副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。

（3）原子力防災管理者・副原子力防災管理者の選任及び解任

原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、社長より原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に 7 日以内に様式 3 の届出書により届け出る。なお、副原子力防災管理者は 4 名以上を選任する。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 警戒事象発生時の通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、自ら発見したとき又は国が警戒事態を判断した場合に際し、別図2-3に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、警戒事象発生に基づく通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-2又は別表2-3に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図2-4に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(3) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図2-5に定める連絡体制を整備しておくものとする。

(4) 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図2-6及び別図2-7に定めるとおりとする。

2. 原子力警戒態勢の発令及び解除

(1) 原子力警戒態勢の発令

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生 of 通報を行った場合、又は地震の発生等により国が警戒事態を判断した場合、別図2-8に定める

連絡経路により原子力警戒態勢を発令する。

原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。

② 本社

本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者から発電所における原子力警戒態勢発令の連絡を受けた場合、別図 2-9 に定める連絡経路により、社長及び原子力・立地本部長に連絡し、社長は、本社における原子力警戒態勢を発令する。

(2) 原子力警戒本部の設置

① 発電所

- a. 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に原子力警戒本部（以下「発電所警戒本部」という。）を設置する。
- b. 発電所警戒本部は、別図 2-1 に示す組織で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、発電所警戒本部長としてその職務を遂行する。

② 本社

- a. 社長は、本社に原子力警戒態勢を発令した場合、速やかに本社非常災害対策室に原子力警戒本部（以下「本社警戒本部」という。）を設置する。
- b. 本社警戒本部は、別図 2-2 に示す組織で構成する。
- c. 本社警戒本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合には副社長、常務執行役又は原子力・立地本部副本部長の中から選任する。

(3) 原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、発電所における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は発電所所属の原子力防災要員等緊急連絡網等を使用し、別図 2-8 に定める連絡経路により、発電所所属の原子力防災要員等を発電所の緊急時対策所に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所所属の原子力防災要員等の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

② 本社

本社警戒本部総務統括及び本社警戒本部本部長付は、本社における原子力警戒態

勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は本社原子力防災要員緊急連絡網等を使用し，別図 2－9 に定める連絡経路により，本社原子力防災要員を本社非常災害対策室に非常召集する。なお，本社原子力運営管理部長は，あらかじめ本社原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

（４）原子力警戒態勢の解除

① 発電所

発電所警戒本部長は，次に掲げる状態となった場合，原子力警戒態勢を解除する。

原子力警戒態勢発令後，別表 2－1 の事象に該当しない状態となり，事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったとき。

発電所警戒本部長は，発電所の原子力警戒態勢を解除した場合，本社警戒本部長に報告する。

② 本社

本社警戒本部長は，発電所の原子力警戒態勢が解除された場合，本社における原子力警戒態勢を解除する。

発電所警戒本部長及び本社警戒本部長は，原子力警戒態勢を解除したときは，原子力警戒本部を廃止し，原子力防災要員等及び本社原子力防災要員を解散する。

（５）原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

① 本社警戒本部長は，事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し，復旧作業における放射線管理の実施，復旧資機材の受入れなど，事故復旧作業の支援を行う。

② 本社警戒本部長は，事態に応じ，原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

3. 緊急時態勢の発令及び解除

（１）緊急時態勢の発令

① 発電所

原子力防災管理者は，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行った場合，別図 2－8 に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

原子力防災管理者は，緊急時態勢を発令した場合，直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。

② 本社

本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時態勢発令の連絡を受けた場合、別図2-9に定める連絡経路により、社長及び原子力・立地本部長に連絡し、社長は、本社における緊急時態勢を発令する。この際、発電所において発令した緊急時態勢の区分を本社においても適用することとする。

(2) 緊急時対策本部の設置

① 発電所

- a. 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。
- b. 発電所対策本部は、別図2-1に示す組織で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

② 本社

- a. 社長は、本社に緊急時態勢を発令した場合、速やかに本社非常災害対策室に緊急時対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置する。
- b. 本社対策本部は、別図2-2に示す組織で構成する。
- c. 本社対策本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合には副社長、常務執行役又は原子力・立地本部副本部長の中から選任する。
- d. 本社対策本部長は、原子力規制庁より原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員が派遣された以降は、原子力規制庁職員又は原子力規制委員会委員と綿密に連絡を取り、発電所関連情報を共有するとともに、総理大臣官邸及び原子力規制庁等の関係機関からの指示受領は原子力規制庁職員又は原子力規制委員会委員を通じて行う。

(3) 原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は発電所所属の原子力防災要員等緊急連絡網等を使用し、別図2-8に定める連絡経路により、発電所所属の原子力防災要員等を発電所の緊急時対策所に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所所属の原子力防災要員等の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

② 本社

本社対策本部総務統括及び本社対策本部本部長付は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む）に社内放送又は本社原子力防災要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社原子力防災要員を本社非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ本社原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(4) 緊急時態勢の区分の変更

① 発電所

発電所対策本部長は、緊急時態勢の区分を変更したときは、本社対策本部長にその旨を報告する。

② 本社

本社対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時態勢の区分の変更の報告を受けたときは、本社の緊急時態勢の区分も変更する。

(5) 緊急時態勢の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

a. 第1次緊急時態勢発令後、別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。

b. 第2次緊急時態勢発令後、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ別表2-2及び別表2-3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。ただし、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。

発電所対策本部長は、発電所の緊急時態勢を解除した場合、本社対策本部長に報告する。

② 本社

本社対策本部長は、発電所の緊急時態勢が解除された場合、本社における緊急時態勢を解除する。ただし、本社対策本部長は、原子力災害対策特別措置法第15条第4

項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本社における緊急時態勢を解除することができる。この場合、本社対策本部長は発電所対策本部長にその旨を報告する。

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を解除したときは、緊急時対策本部を廃止し、原子力防災要員等及び本社原子力防災要員を解散する。

(6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- ① 本社対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れなど、事故復旧作業の支援を行う。
- ② 本社対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 権限の行使

- (1) 発電所及び本社の対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで互いに綿密な連携をとり行う。また、本社対策本部は発電所対策本部に対し、最優先で支援を行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図2-10に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部，表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により，放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合，速やかに修理するとともに他のモニタリングポストを監視するなどの代替手段を講ずる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは，社長より内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長及び双葉町長に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは，原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため，(5)の現況届と併せて，次に掲げる事項を記載した様式5に定める申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し，1年間保存する。また，モニタリングポストにより測定した放射線量をインターネット又はその他の手段により公表する。
- (8) 内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，福島県知事，大熊町長及び双葉町長から，モニタリングポストの状況，又はモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録若しくは公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表2-5-1に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。なお、修理を行う場合、必要に応じて代替手段を講じる。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に7日以内に様式6に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. その他の原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、別表2-5-2に定めるその他の原子力防災資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備する。
- (2) その他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。

4. 遠隔操作が可能な装置等の整備

原子力防災管理者は、別表2-5-3に定める遠隔操作が可能な装置等及び操作要員を確保し、平素から使用可能な状態に整備する。

遠隔操作が可能な装置等の不具合が長期に及ぶ場合は、代替品を補充する等必要な措置を講ずる。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として、次に掲げる資料をオフサイトセンターに備え付けるため、資料を作成したとき又は変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子炉設置（変更）許可申請書
- (3) 原子炉施設保安規定（福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画施行に伴い廃止）
- (4) プラント配置図
- (5) 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

本社原子力運営管理部長は、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 発電所及び本社等に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表2-6に定める資料を発電所に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本社

原子力防災管理者は、本社原子力運営管理部長に別表2-6に定める資料を送付し、本社原子力運営管理部長は、本社に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所において使用する、別表2-6に定める資料を原子力事業所災害対策支援拠点及び本社に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、別図2-1-1及び別表2-7に示す緊急時対策所を平素から使用可能な状態に整備するとともに、換気浄化設備を定期的に点検する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、非常用通信機器とテレビ会議システムを統合原子力防災ネットワークに接続する。
なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
 - ① 非常用通信機器
 - ② テレビ会議システム
 - ③ SPDS
- (5) 緊急時対策所で使用する設備に不具合等が生じた場合は、速やかに修理するか、代替手段により必要な機能を確保する。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 社長は、別図2-1-3及び別表2-7に示す原子力事業所災害対策支援拠点を、あらかじめ選定しておく。
- (2) 社長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 社長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

3. 本社非常災害対策室

- (1) 本社原子力運営管理部長は、別表2-7に示す本社非常災害対策室を常に使用可能な状態に整備する。

- (2) 本社原子力運営管理部長は、本社非常災害対策室及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。
- (3) 本社ビジネスソリューション・カンパニー総務サービスセンター所長は、非常用電源を本社非常災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 本社原子力運営管理部長は、本社非常災害対策室に以下の設備を配備し、非常用通信機器とテレビ会議システムを統合原子力防災ネットワークに接続する。
- なお、本社原子力運営管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
- ① 非常用通信機器
 - ② テレビ会議システム
 - ③ SPDS
- (5) 本社非常災害対策室で使用する設備に不具合等が生じた場合は、速やかに修理するか、代替手段により必要な機能を確保する。

4. 退避場所及び避難集合場所

原子力防災管理者は、別図2-12に定める場所が退避場所又は避難集合場所であることを関係者に周知する。また、原子力防災管理者は、これらの場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

5. 救急医療施設

原子力防災管理者は、別図2-11に示す救急医療施設を平素から使用可能な状態に整備する。

6. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図2-10に示す気象観測設備を平素から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

修理できない場合は代替手段によりデータ採取を行う。

7. 緊急時サイレン及び所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び所内放送装置を平素から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン又は所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、原子力防災要員等及び本社原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について定期的の実施する。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
5. シビアアクシデントに関する知識

第7節 訓練の実施

1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織及び本社原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について訓練を実施する。なお、訓練は毎年実施するとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。また、評価にあたっては、社内及び社外による評価の実施体制を明確にする。

- ① 防災訓練（緊急時演習）※②～⑦の訓練項目を複数組み合わせたもの
- ② 通報訓練
- ③ 原子力災害医療訓練
- ④ モニタリング訓練
- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ アクシデントマネジメント訓練
- ⑦ 電源機能等喪失時訓練

(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画を取り纏め、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（モニタリング訓練）の指導及び助言を受ける。

なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に実施結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 原子力防災管理者は、(2)の計画において原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定 of 訓練を計画する場合は、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る訓練を、当該訓練と組み合わせて実施する。なお、その場合は別途定める訓練の中期計画に基づき、適切な頻度で実施する。

(4) 社長は、(2)及び(3)の訓練について、その実施結果を様式10に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

(5) 原子力防災管理者は、(2)で定めた訓練について、その実施結果を福島県、大熊町、双葉町及び関係周辺市町村に情報提供を行う。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

発電所及び本社等の原子力防災要員等及び本社原子力防災要員は，国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し，訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に積極的に参加する。なお，訓練参加後には評価を行い，必要に応じ改善を図る。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は，原子力災害発生時に，円滑に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために，平素から次に掲げる機関と相互に連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平素から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣，原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合，その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣，原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合，その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置，防災訓練（緊急時演習）に係る計画書及び実施要領その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合，速やかにその対応を行う。

また，原子力防災管理者は，原子力防災専門官と協調し，防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（福島県，大熊町，双葉町及び関係周辺市町村）と平素から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

- (2) 地域防災会議等が開催される場合，必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 福島県知事，大熊町長及び双葉町長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合，その業務についての報告を行う。
- (4) 福島県知事，大熊町長及び双葉町長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合，その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（双葉地方広域市町村圏組合消防本部，富岡消防署，浪江消防署，双葉警察署，福島海上保安部及びその他関係機関）と平素から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，別表2-5-4に示す資機材を維持管理するとともに，平素から医療機関と連携し，医師及び関係者が24時間常駐する体制の確保ならびに医師及び関係者との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。

第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動

原子力防災管理者及び社長（緊急時態勢発令中は，発電所対策本部長及び本社対策本部長）は，発電所周辺及び一般の方々を対象に国，地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い，理解促進に努めるものとする。

- 1. 放射性物質及び放射線の特性
- 2. 原子力災害とその特殊性
- 3. 発電所の現況及び復旧対策の実施状況
- 4. 発電所における防災対策の内容
- 5. 施設の状況に応じた緊急事態の考え方

第3章 警戒事象発生時における対応

第1節 連絡

1. 連絡の実施

(1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-1の事象の発生について連絡を受け、自ら発見したとき又は国が警戒事態を判断した場合に、様式7-1に定められた連絡様式に必要な事項を記入し、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長その他の別図2-3に定められた連絡先にファクシミリ装置を用いて準備が整い次第、直ちに一齐に送信する。なお、発生した事象が複数の通報等にまたがる場合、住民防護の観点から「全面緊急事態に該当する事象」、「施設敷地緊急事態に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位をつけて通報等を行う。さらに、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対してはその着信を確認する。これ以外の連絡先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した連絡用紙については記録として保存する。

(2) 原子力防災管理者は、発電所内の警戒事象発生時の連絡を行った場合、その旨を報道機関へ発表する。

2. 原子力警戒態勢発令時の対応

(1) 原子力防災管理者は、前項の連絡を行った場合、原子力警戒態勢を発令する。

(2) 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。

(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡する。

(4) 社長は、本社原子力運営管理部長から発電所原子力警戒時態勢の発令の連絡を受けたときは、本社に原子力警戒態勢を発令する。

(5) 原子力防災管理者、本社対策本部総務統括及び本社対策本部本部長付は、原子力防災要員等及び本社原子力防災要員を非常召集する。

(6) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社に原子力警戒本部を設置し、それぞれの警戒本部長となり活動を開始する。

(7) 発電所警戒本部長及び本社警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、緊急時対策所、本社非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸及び原子力規制庁と接続する。

3. 情報の収集と提供

(1) 発電所警戒本部の各班長は、事象の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、被害状況等を迅速かつ的確に収集し、各統括に報告する。各統括は情報の取り纏めを行うとともに発電所警戒本部長に報告する。

- ① 事象の発生時刻及び場所
- ② 事象の原因、状況及びトラブルの拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所警戒本部計画班長は、上記の情報を定期的に収集し、発電所警戒本部通報班長は、その内容を様式7-2に記載し、それを別図2-3に定める連絡箇所にファクシミリにて適切な間隔で継続して送信する。

送信した連絡用紙については記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（発電所警戒本部が設置されている場合は発電所警戒本部長）は、社外関係機関に連絡を行う場合、別図2-3の連絡経路により行う。

第2節 応急措置の実施

発電所警戒本部長は、この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力警戒態勢が解除されるまでの間、必要に応じ実施する。

第4章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

(1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-2の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式8-1に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、15分以内を目途として一斉に送信する。別表2-2に定める事象を経ずに別表2-3に定める事象が発生した場合も同様に送信する。なお、発生した事象が複数の通報等にまたがる場合、住民防護の観点から「全面緊急事態に該当する事象」、「施設敷地緊急事態に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位をつけて通報等を行う。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

なお、原子力防災管理者は、発電所外（発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）における別表2-2又は別表2-3に定める事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式8-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、15分以内を目途として一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

(2) 原子力防災管理者は、発電所内の事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、

福島県知事，大熊町長及び双葉町長と連絡を取りつつ，報道機関へ発表する。

なお，原子力防災管理者は，事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合，その旨を内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長と連絡を取りつつ，報道機関へ発表する。

2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は，前項の通報を行った場合，この計画第2章第1節1.「態勢の区分」に基づき，緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は，緊急時態勢を発令した場合，直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また，発電所内の事象発生の場合，本社原子力運営管理部長は，別表2-8に示すSPDSのデータが国の運用する緊急時対策支援システム（以下「ERS S」という。）に伝送されていることを確認する。なお，伝送されていない場合は，必要な項目について代替手段によりデータを送付する。また，伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については，あらかじめ定めるところによる。
- (3) 本社原子力運営管理部長は，原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の連絡を受けた場合，直ちに社長に連絡する。
- (4) 社長は，本社原子力運営管理部長から発電所緊急時態勢の発令の連絡を受けたときは，本社に緊急時態勢を発令する。
- (5) 原子力防災管理者，本社対策本部総務統括及び本社対策本部本部長付は，原子力防災要員等及び本社原子力防災要員を非常召集する。
- (6) 原子力防災管理者及び社長は，発電所及び本社に緊急時対策本部を設置し，それぞれの対策本部長となり活動を開始する。
- (7) 発電所対策本部長及び本社対策本部長は，緊急時態勢を発令した場合，緊急時対策所，本社非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し，総理大臣官邸，原子力規制庁及びオフサイトセンターと接続する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は，事故状況の把握を行うため，速やかに次に掲げる事項

を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、各統括に報告する。各統括は情報の取り纏めを行うとともに発電所対策本部長に報告する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部計画班長は、上記の情報を定期的に収集し、発電所対策本部通報班長は、その内容を様式9-1又は様式9-2に記載し、それを別図2-5に定める連絡箇所にファクシミリにて適切な間隔で継続して送信する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は、社外関係機関に連絡を行う場合、別図2-4及び別図2-5の連絡経路により行う。

5. 通話制限

発電所対策本部総務班長及び本社対策本部総務班長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 避難誘導及び警備

発電所対策本部総務班長及び警備誘導班長は、発電所内の事象発生における緊急時態勢が発令された場合、各班長と協力して次に掲げる措置を講ずる。

(1) 退避場所等の指定

発電所敷地内の入構者に対する退避場所等の必要な事項を指定する。

(2) 退避の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所敷地内の入構者を所内放送及びページング等により指定する退避場所への移動及びその際の防護措置を周知する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は、発電所敷地内の入構者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導者があらかじめ発電所敷地内の指定した集合場所に集合するよう周知及び誘導し、発電所から避難させる人数、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）の有無を把握し、発電所敷地外へ避難させる。なお、この際に発電所対策本部通報班長は、その旨を直ちに福島県知事、大熊町長、双葉町長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 発電所への入域制限等

発電所対策本部警備誘導班長は、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

(5) 警戒中の警察機関との連携強化

発電所対策本部警備誘導班長は、警戒中の警察機関と連携し、必要な措置を講ずるなどして応急措置中の発電所の警備を徹底する。

2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置

発電所対策本部保安班長は、発電所敷地内及び発電所周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

また、発電所対策本部保安班長は、必要に応じ原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を定め指示するものとする。

なお、発電所対策本部総務班長は、緊急時態勢が発令された場合、発電所対策本部保安班長及び法定産業医（又は本社総括産業医）の意見を得ながら、別表3-1により、原子力災害対策活動等に従事する者に対する安定ヨウ素剤服用の要否判断を行い、必要な場合には配布・服用を指示する。

発電所対策本部総務班長は、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示した場合には、速やかに発電所対策本部長にこれを報告する。

3. 医療活動

本社対策本部厚生班長は、医師派遣等の体制を確認する。

発電所対策本部総務班長は、負傷者等が発生した場合、第1発見者及び常駐している医師等の関係者と協力して次に掲げる措置を講ずる。

また、発電所対策本部長は、原子力防災要員等に対し、心身の健康管理に係わる適切な措置を講ずる。

(1) 救助活動

負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 応急処置

負傷者等を別図2-11に定める発電所内の救急医療施設（自然災害等の発生により救急医療施設が使用できない場合は免震重要棟医務室）に搬送し、医師等による応急処置並びに汚染検査、除染及び汚染拡大防止措置を講じた後、原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関へ搬送する。ただし、個別の具体的な線量評価、臨床所見及び検査結果等により、専門的な医療が必要であると判断した場合は、高度被ばく医療支援センターに搬送する。

(3) 福島県への連絡等

負傷者等を原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送する場合には、福島県に状況を連絡する。

また、高度被ばく医療支援センターに搬送する場合には、福島県に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる医療機関について指示を受ける。

(4) 二次災害防止に関する措置

救急・救助隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染状況等の情報について救出・移送及び治療の依頼を行う時並びに依頼後の情報について随時、消防機関及び医療機関に連絡する。また、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

(5) 医療機関への搬送に関する措置

負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるとともに、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

また、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を福島県に報告する。

(6) 原子力防災要員等の健康管理等

発電所対策本部長は、原子力防災要員等の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交替時期を明確にする。

また、発電所対策本部総務班長は、原子力防災要員等への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。

4. 消火活動

第1発見者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報する。

発電所対策本部各復旧班長は、火災が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講ずる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要及び放射性物質の漏えいの有無等の情報について、消火の依頼を行う時並びに依頼後の情報を随時、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

消防隊員到着後、消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

発電所対策本部保安班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部保安班長は、放射性物質に

よる予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

発電所対策本部保安班長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

なお、本社対策本部保安班長は、原子力災害対策活動に従事している者の被ばく線量が、線量限度を超える又は超えるおそれがある場合には、各関係機関に線量限度の取り扱いを確認する。

また、本社対策本部保安班長は、放射線量が上昇し避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の汚染検査においてスクリーニングレベルが確認できない又はできなくなるおそれがある場合には、各関係機関にスクリーニングレベルの取り扱いを確認する。

7. 広報活動

(1) 本社対策本部広報班長及び発電所対策本部広報班長は、プレス発表を実施するため本社に事業者プレスセンターを開設する。また、発電所の事業者プレスセンターとして、社内関係部署の協力を受けてプレス発表が実施可能な施設にプレスセンターを開設する。

(2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、プレス発表は原則としてオフサイトセンターのプレスルームで行う。

(3) 発電所対策本部広報班長及び本社対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取り纏め、別図3に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

発電所対策本部運転班長は、免震重要棟集中監視室又は中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、発電所対策本部長は復旧対策の優先順位を決定し、発電所対策本部各復旧班長は、応急復旧計画を策定し復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生防止又は事故原因の除去及び拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 発電所対策本部運転班長及び計画班長は、主要運転データにより原子炉系の状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部計画班長は、1～4号機については発生事象に対する原子炉圧力容器内、原子炉格納容器内、使用済燃料貯蔵設備内の燃料等を冷却する設備及び未臨界の状態に保つための設備等、5、6号機については工学的安全施設等の健全性並びに運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部計画班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討し、措置を講ずる。
- (5) 発電所対策本部保安班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。
- (6) 発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく原子力規制委員会からの危険時の措置の命令があった場合は、その指示に従う。

10. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。資機材の輸送は、陸路等により状況に応じた最適なルートにて行う。また、発電所対策本部総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、本社対策本部資材班長に必要とする資機材の調達及

び輸送を要請する。

1 1. 事業所外運搬に係る事象発生における措置

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者等とともに、携行した防災資機材等を用いて次に掲げる措置を実施する。また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署の協力を得て、事象の状況を踏まえ必要な措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮蔽対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2. 応急措置の実施報告

発電所対策本部通報班長は、本節の各項に掲げる発電所における応急措置を実施した場合、様式 9-1 に定める報告様式にその概要を記入し、それを別図 2-5 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長、原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告する。

なお、発電所対策本部通報班長は、事業所外運搬に係る事象発生における応急措置を実施した場合、様式 9-2 に定める報告様式にその概要を記入し、それを別図 2-5 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びに原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

ただし、発電所は、平成23年3月11日以降、緊急事態にて継続して応急措置を実施していることから、別表2-1又は別表2-2の事象が新たに発生したときの通報（第1報目）は、それぞれ、この計画第3章第1節第1項「連絡の実施」又は計画第4章第1節第1項「通報の実施」に示す対応を行う。

1.3. 原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣等

(1) 発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに福島県知事、大熊町長、双葉町長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-2に定める原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

① オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- a. 発電所とオフサイトセンターの情報交換
- b. 報道機関への情報提供
- c. 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- d. 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

② 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- a. 環境放射線モニタリング
- b. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- c. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- d. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

上記「②環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項」のうち、住民等の避難退域時検査・除染、地域の除染、廃棄物管理等について、関係機関のニーズ等を確認し、国の協力を得つつ、関係機関と連携して対応する。

派遣された原子力防災要員等及び本社原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、本社対策本部長は、原子力災害合同対策協議会への参加、緊急事態応急対策に

についての相互の協力及び調整を円滑に進めるために、本社からオフサイトセンターへの派遣員を選定し、派遣する。

(2) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本社対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点への本社原子力防災要員の派遣その他必要な措置を講ずる。

① 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- a. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- b. 車両及び重機等の放射性物質による汚染の測定
- c. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- d. 資機材等の保管、輸送管理

(3) 他の原子力事業者の協力の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者に応援を必要とするときは、本社対策本部長に要請する。必要と認められるときは、本社対策本部長は、当社の他原子力発電所に応援を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者に協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急時態勢の発令

(1) 発電所対策本部長は、別表2-3に定められた事象に至った場合、発電所対策本部通報班長を経由して、様式8-1又は様式8-2に所定の事項を記入して、直ちに別図2-5に定められた箇所に報告する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

(2) 発電所対策本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2次緊急時態勢を発令する。

(3) 発電所対策本部長は、別図2-7及び別図2-5に定める連絡経路に基づき、本社対策本部長その他必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を報告する。

(4) 本社対策本部長は、発電所対策本部長より第2次緊急時態勢発令の報告を受けた場合、本社における第2次緊急時態勢を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密に取る。原子力災害合同対策協議会において共有された情報については、発電所災害対策本部及び本社災害対策本部、原子力事業所災害対策支援拠点にて情報共有を図る。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

ただし、発電所は、平成23年3月11日以降、緊急時態勢にて継続して応急措置を実施していることから、別表2-1又は別表2-2の事象が新たに発生したときの通報（第1報目）は、それぞれ、この計画第3章第1節第1項「通報の実施」又は計画第4章第1節第1項「通報の実施」に示す対応を行う。

また、別表2-3の事象が新たに発生したときの報告（第1報目）は、この計画第4章第3節第1項「第2次緊急時態勢の発令」の（1）に示す対応を行う。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊

急事態応急対策を主体的に講ずる。

第5章 原子力災害事後対策

発電所対策本部長（発電所対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 事象発生輸送物の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 事象発生輸送物の除染の実施
- (3) 事象発生輸送物損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため、国、県、自治体と連携し、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備する。

3. 原子力防災要員等の健康管理等

発電所対策本部総務班長は、第4章第2節3.「医療活動」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。

4. 緊急時態勢の解除

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図2-5に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

第2節 原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣等

1. 原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、福島県知事、大熊町長、双葉町長、関係周辺市町村長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4に定める原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- ① 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- ② 報道機関への情報提供

(2) 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等及び本社原子力防災要員は，オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）の指示に基づき，必要な業務を行う。

2. 他の原子力事業者の協力の要請

発電所対策本部長は，他の原子力事業者の応援を必要とするときは，本社対策本部長に要請する。必要と認められるときは，本社対策本部長は，当社の他原子力発電所に応援を指示し，それでもなお不足する場合，他の原子力事業者に協力を要請する。

第6章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合，又は他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に原子力災害が発生した場合，原子力防災管理者は，本社原子力運営管理部長からの要請に応じ，当該事業者，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，次に掲げる環境放射線モニタリング，周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について別表5に定める協力要員派遣・資機材貸与その他必要な協力を行う。

1. 環境放射線モニタリング
2. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
3. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
4. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また，社長は，国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に，原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう，協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

第2節 附則

本計画は，2025年3月25日より適用する。

福島第一原子力発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

2025年3月

東京電力ホールディングス株式会社

図 表 集

II 図表集

- 別図 2-1 原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌
- 別図 2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務分掌
- 別図 2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路
- 別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路
- 別図 2-5 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路
- 別図 2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路
- 別図 2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路
- 別図 2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と発電所所属の原子力防災要員等の非常召集連絡経路
- 別図 2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と本社原子力防災要員の非常召集連絡経路
- 別図 2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等
- 別図 2-11 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設
- 別図 2-12 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所
- 別図 2-13 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置
- 別図 3 公表内容の伝達経路
- 別表 2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準
- 別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準
- 別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 2-4-1 原子力防災要員の職務と配置
- 別表 2-4-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位
- 別表 2-5-1 原子力防災資機材
- 別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材
- 別表 2-5-3 遠隔操作が可能な装置等
- 別表 2-5-4 医療関連資機材
- 別表 2-6 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設
- 別表 2-8 E R S S 伝送項目一覧
- 別表 3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準
- 別表 3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材等の貸与
- 別表 4 原子力災害事後対策における原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材等の貸与
- 別表 5 他の原子力事業者で発生した原子力災害時における協力要員派遣準備人数・資機材貸与準備数
- 別表 6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの

別図 2 - 1 原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

<p>本部（統括管理） 本部長：原子力防災管理者（発電所長）</p> <p>1. 本部業務の統括 2. 重要な事項の意思決定，指揮 3. 防災態勢の発令，変更及び解除の決定</p> <p>本部員 1. 本部長の補佐 2. 本部全体の補佐</p>	<p>対外対応統括 1. 対外対応活動の統括</p>	広報班	1. マスコミ対応 2. 立地地域対応
		通報班	1. 社外関係機関への通報・連絡
	<p>現場対策統括 1. 事故対応作業の全体指揮</p>	機械復旧班	1. 応急復旧計画の立案と措置 2. 事故復旧計画の立案 3. 消火活動 4. 電源機能喪失時の措置
		電気復旧班	
		運転班	1. 事故状況の把握 2. 事故拡大防止に必要な運転上の措置 3. 発電所施設の保安維持 4. 消火活動
	<p>水処理現場統括 1. 事故の影響緩和・拡大防止</p>	水処理復旧班	1. 応急復旧計画の立案と措置 2. 事故復旧計画の立案
		水処理運転班	1. 事故状況の把握 2. 事故拡大防止に必要な運転上の措置 3. 発電所施設の保安維持
	<p>土木建築統括 1. 事故の影響緩和・拡大防止</p>	土木復旧班	1. 応急復旧計画の立案と措置
		建築復旧班	2. 事故復旧計画の立案
	<p>計画・保安統括 1. 事故状況の把握 2. 事故対応の戦略立案</p>	計画班	1. 本社対策本部との情報の受理・伝達 2. 各班情報の収集 3. 事故状況の全体把握・評価 4. 事故影響範囲の推定 5. 事故拡大防止対策の検討
		保安班	1. 発電所内外の放射線・放射能の状況把握 2. 被ばく管理・汚染管理 3. 放射能影響範囲の推定
	<p>総務統括 1. 発電所対策本部の運営支援の統括</p>	総務班	1. 所内への周知 2. 対策本部の設置 3. 要員の召集及び輸送 4. 支援に係わる社内外との連絡・調整 5. 食糧・被服の調達 6. 宿泊関係の手配 7. 医療活動 8. 資材の調達及び輸送 9. 機動力の調達 10. 他の班に属さない事項
		警備誘導班	1. 所内の警備 2. 物的防護施設の運用 3. 規制当局・治安当局・消防機関との連携
安全監督担当	1. 作業者の安全確保		
技術スタッフ	1. 各専門業務に関する本部長及び各統括への助言		

※組織は ICS（インシデントコマンドシステム）の考え方を取り入れており，以下に示す特徴を備える

1. 1人の監督者が管理できる人数を3～7名以内とする監督限界を定める
2. 指示・報告は自分の指揮命令系統のみとする
3. 他命令系統からの指示は受け付けない
4. 災害規模に応じて拡大・縮小可能な組織構造とする
5. 破線部分は，本部長が発生事象に応じて組織する

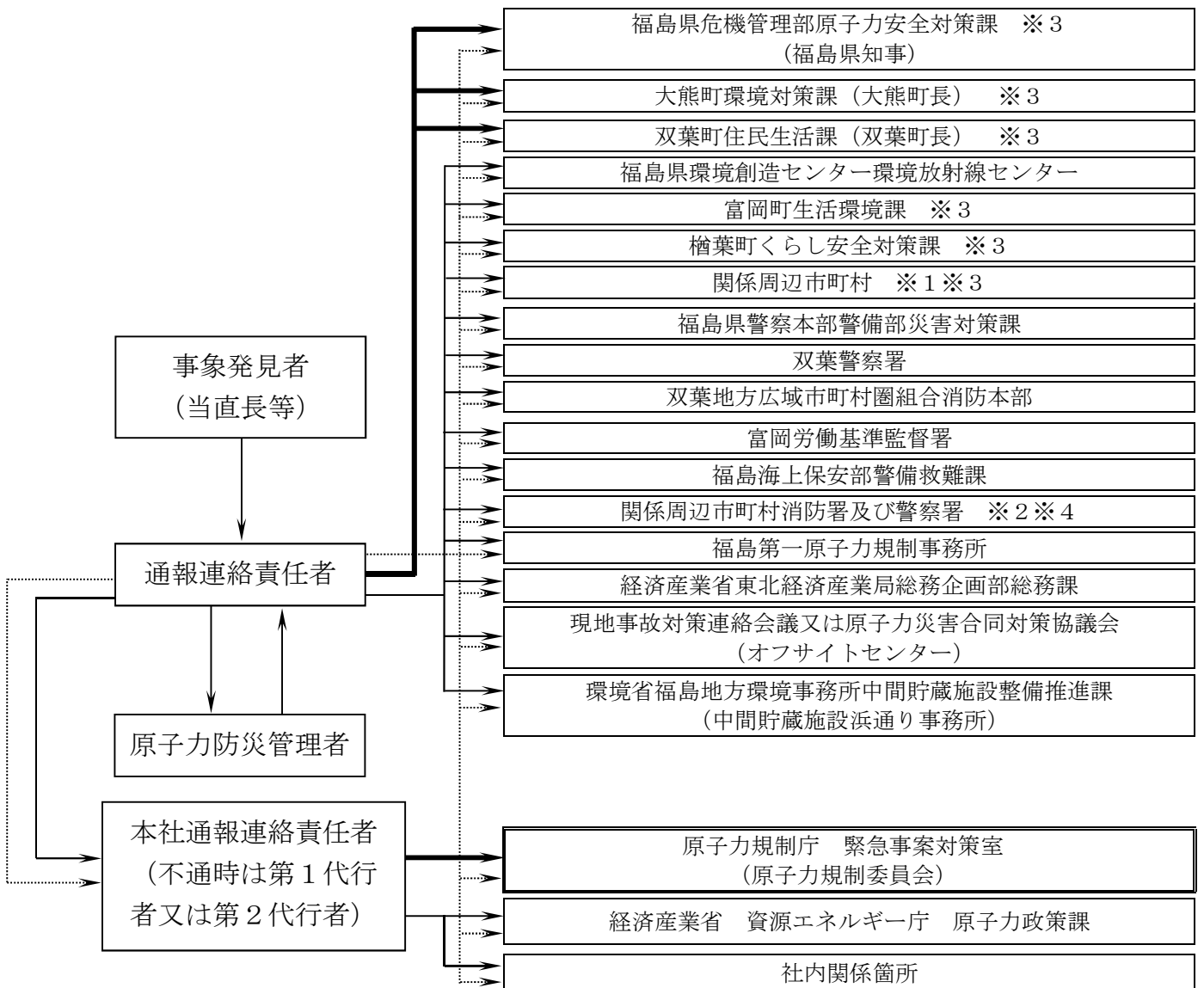
別図 2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務分掌

<p>本部（統括管理） 本部長：社長</p> <p>1. 発電所の重要な決定事項の確認 2. 原子力規制庁職員又は原子力規制委員会委員との間で重要な事項に関する協議，意思決定</p> <p>副本部長 1. 本部長補佐 2. 社外への説明や用語使用等の技術的判断 3. 技術者倫理に基づいた本部長への提言</p> <p>本部長付 1. 本部（統括管理）補佐</p>	<p>対外対応統括 1. 関係各所への正確かつ速やかな情報発信の統括</p>	<p>広報班</p>	<p>1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定 2. プレス対応（プレス文，QA作成含む） 3. 公表情報の関係各所への情報発信</p>
	<p>計画・情報統括 1. プラント情報や放射線に関する情報，事故進展評価などの統括</p>	<p>官庁連絡班</p>	<p>1. 官庁への情報提供と質問対応</p>
		<p>保安班</p>	<p>1. 放射性物質の放出量評価 2. 周辺環境への影響の予測・評価 3. 放射線管理用資機材の配備 4. 発電所関係者の線量管理等の支援</p>
		<p>計画班</p>	<p>1. 事故状況の把握・進展評価 2. 環境への影響評価 3. 発電所の復旧計画の策定支援</p>
		<p>情報班</p>	<p>1. 原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡 2. 事故状況，対応状況の把握 3. 本社対策本部内での情報共有・一元管理</p>
	<p>復旧統括 1. 発電所事故対応作業の支援統括</p>	<p>復旧班</p>	<p>1. 発電所の復旧方法の検討・立案，発電所への助言</p>
	<p>総務統括 1. 発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援を統括 2. 自治体の防護活動の要員・物資の支援に係る統括</p>	<p>通信班</p>	<p>1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保</p>
		<p>総務班</p>	<p>1. 本社防災要員の非常召集 2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等 3. 人員輸送手段の確保</p>
		<p>厚生班</p>	<p>1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配 2. 発電所復旧要員及び自治体の防護活動支援要員の食料・被服の調達支援，宿泊の手配支援 3. 現地医療体制整備支援</p>
		<p>資材班</p>	<p>1. 発電所の復旧活動及び自治体の防護活動の支援に必要な資機材の調達，適切な箇所への搬送</p>
<p>支援統括 1. 発電所の復旧に向けた支援拠点や支援の受入の統括 2. 自治体の防護活動の支援における社外関係機関等との調整に係る統括</p>	<p>後方支援拠点班</p>	<p>1. 原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営 2. 同拠点における社外関係機関（自衛隊，消防，警察等）との情報連絡</p>	
	<p>支援受入調整班</p>	<p>1. 官庁（自衛隊，消防，警察等）への支援要請，調整の窓口</p>	
	<p>電力支援受入班</p>	<p>1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整 2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整</p>	
<p>避難支援統括 1. 自治体の防護活動の支援を統括</p>	<p>避難支援班</p>	<p>1. 自治体の防護活動の支援 2. 自治体・オフサイトセンターからの要望への対応</p>	

※組織はICS（インシデントコマンドシステム）の考え方を取り入れており，以下に示す特徴を備える

1. 1人の監督者が管理できる人数を3～7名以内とする監督限界を定める
2. 指示・報告は自分の指揮命令系統のみとする
3. 他命令系統からの指示は受け付けない
4. 災害規模に応じて拡大・縮小可能な組織構造とする

別図 2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路



□ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡先

→ : 電話によるファクシミリ着信の確認

.....→ : ファクシミリによる送信

→ : 電話等による連絡

※ 1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯舘村

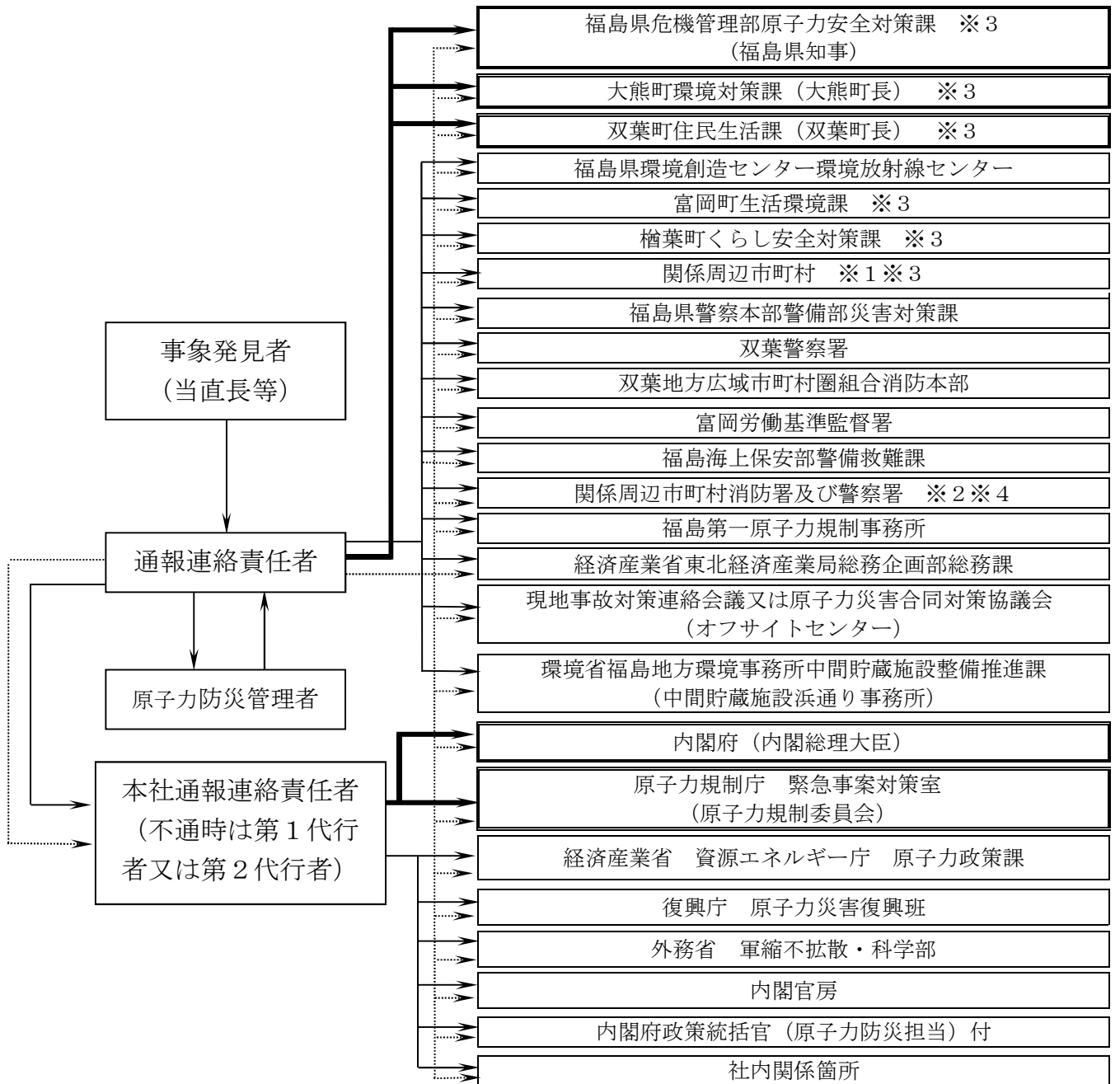
※ 2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部
 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部
 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部
 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署
 常磐消防署, 内郷消防署

※ 3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣

※ 4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)

別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)

(1) 発電所内での事象発生時の通報経路



: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先

: 電話によるファクシミリ着信の確認

: ファクシミリによる送信

: 電話等による連絡

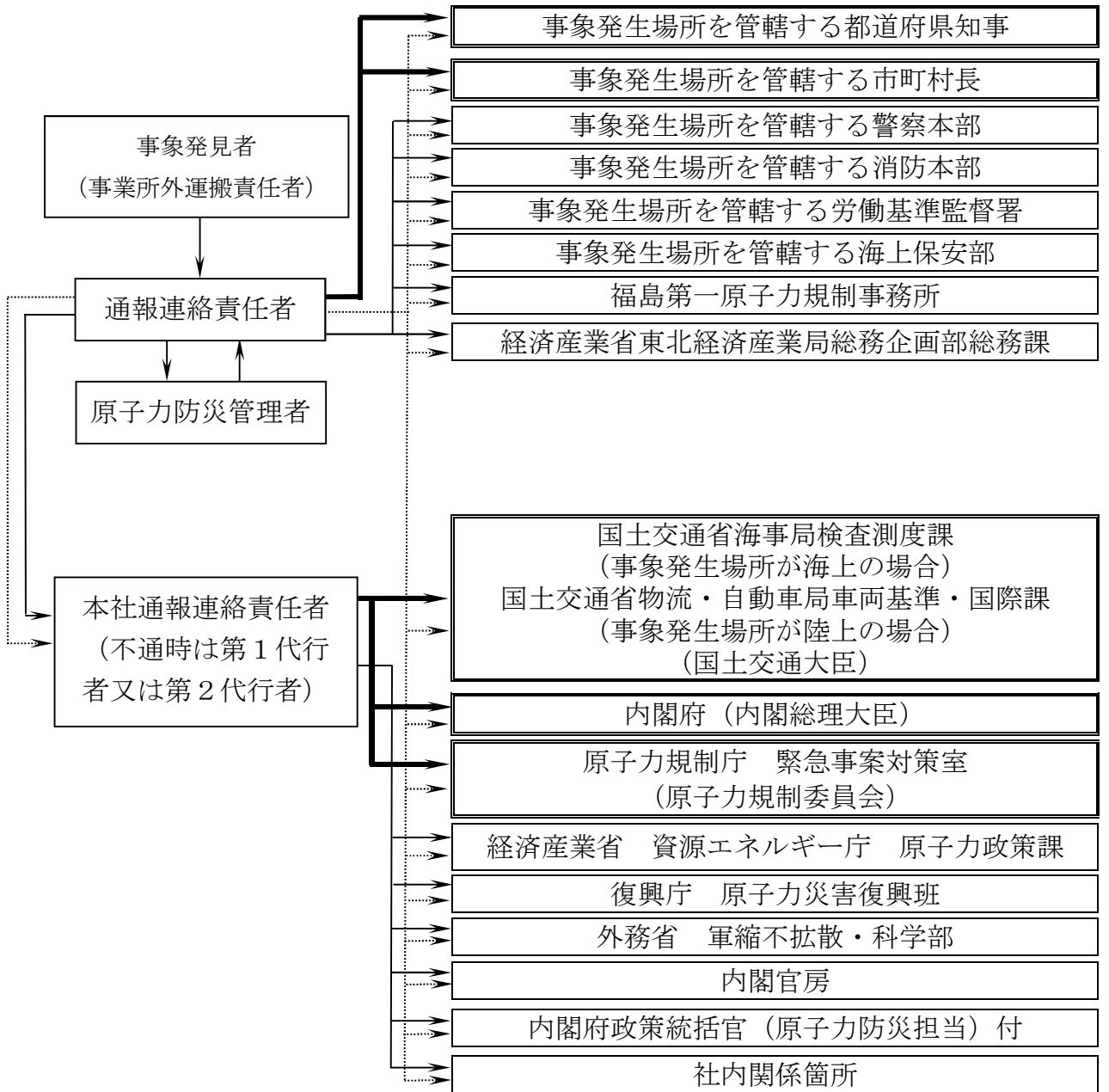
※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村

※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部
 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部
 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部
 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署
 常磐消防署, 内郷消防署

※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣

※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)

別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)
 (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先

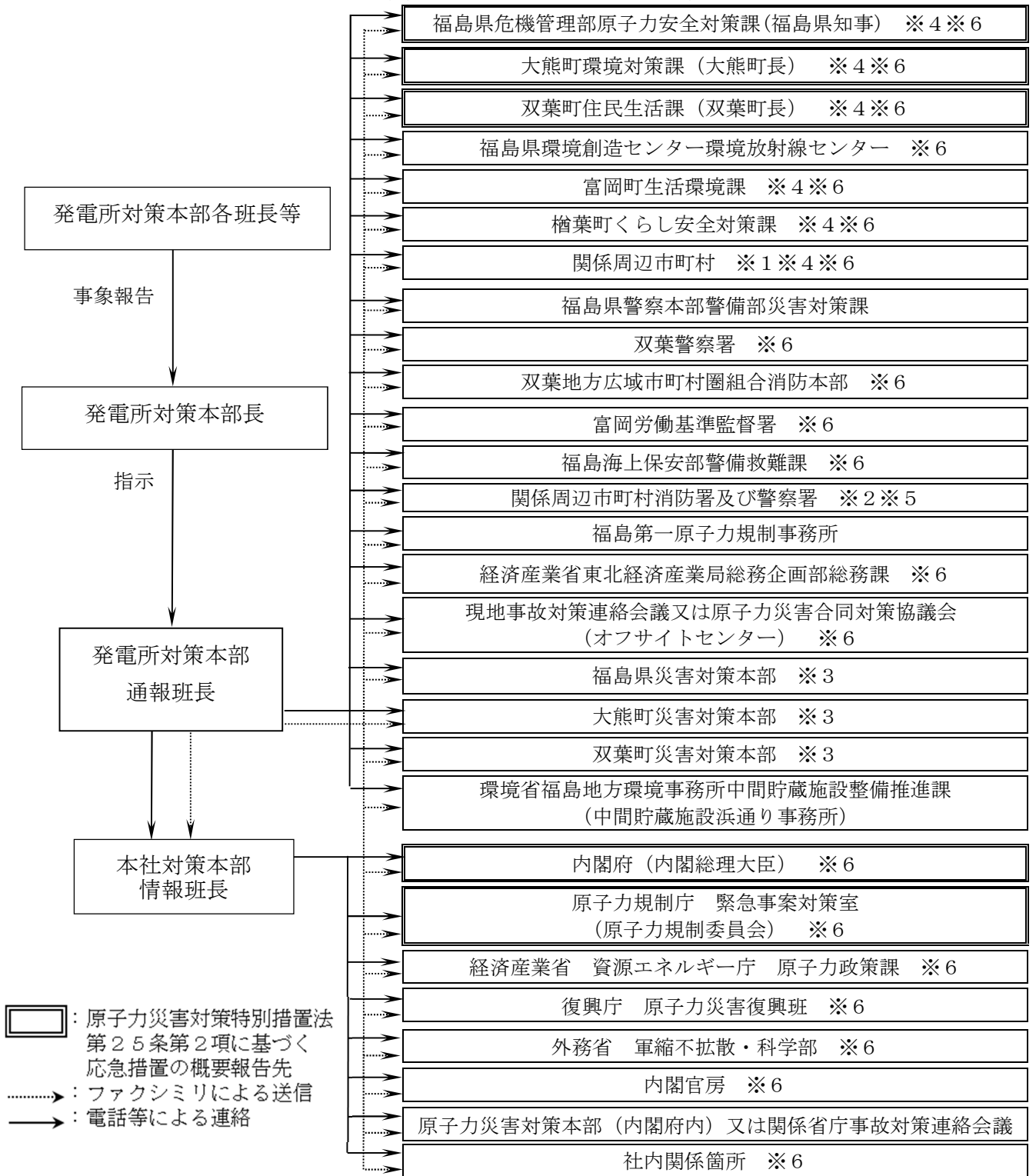
→ : 電話によるファクシミリ着信の確認

→ : ファクシミリによる送信

→ : 電話等による連絡

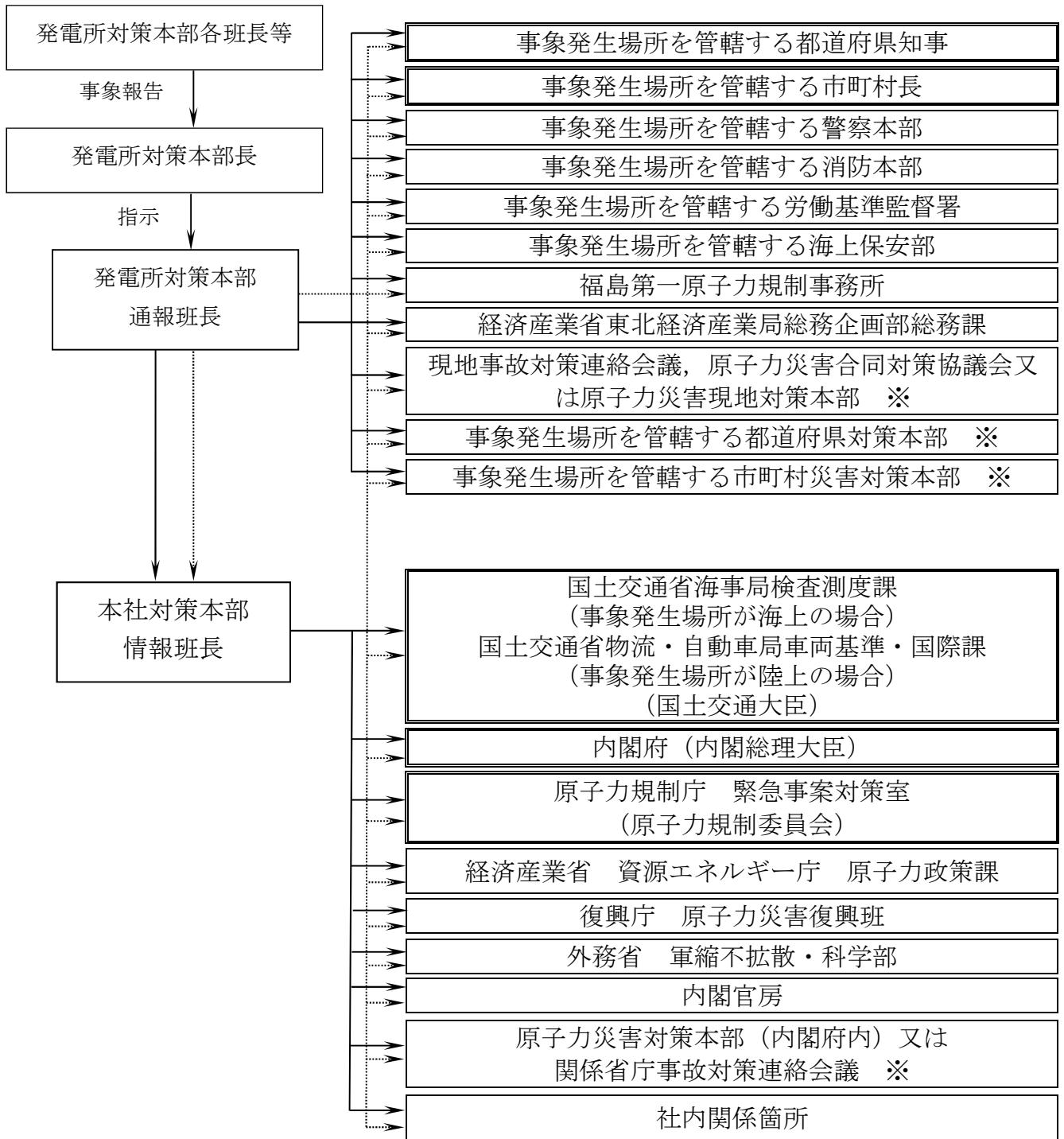
別図 2-5 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路 (1/2)

(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路



- ※ 1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村
- ※ 2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署
- ※ 3 : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。
- ※ 4 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣
- ※ 5 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)
- ※ 6 : 平成 23 年 3 月 11 日発生事象に対する応急措置の実施報告先

別図 2 - 5 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路 (2 / 2)
 (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



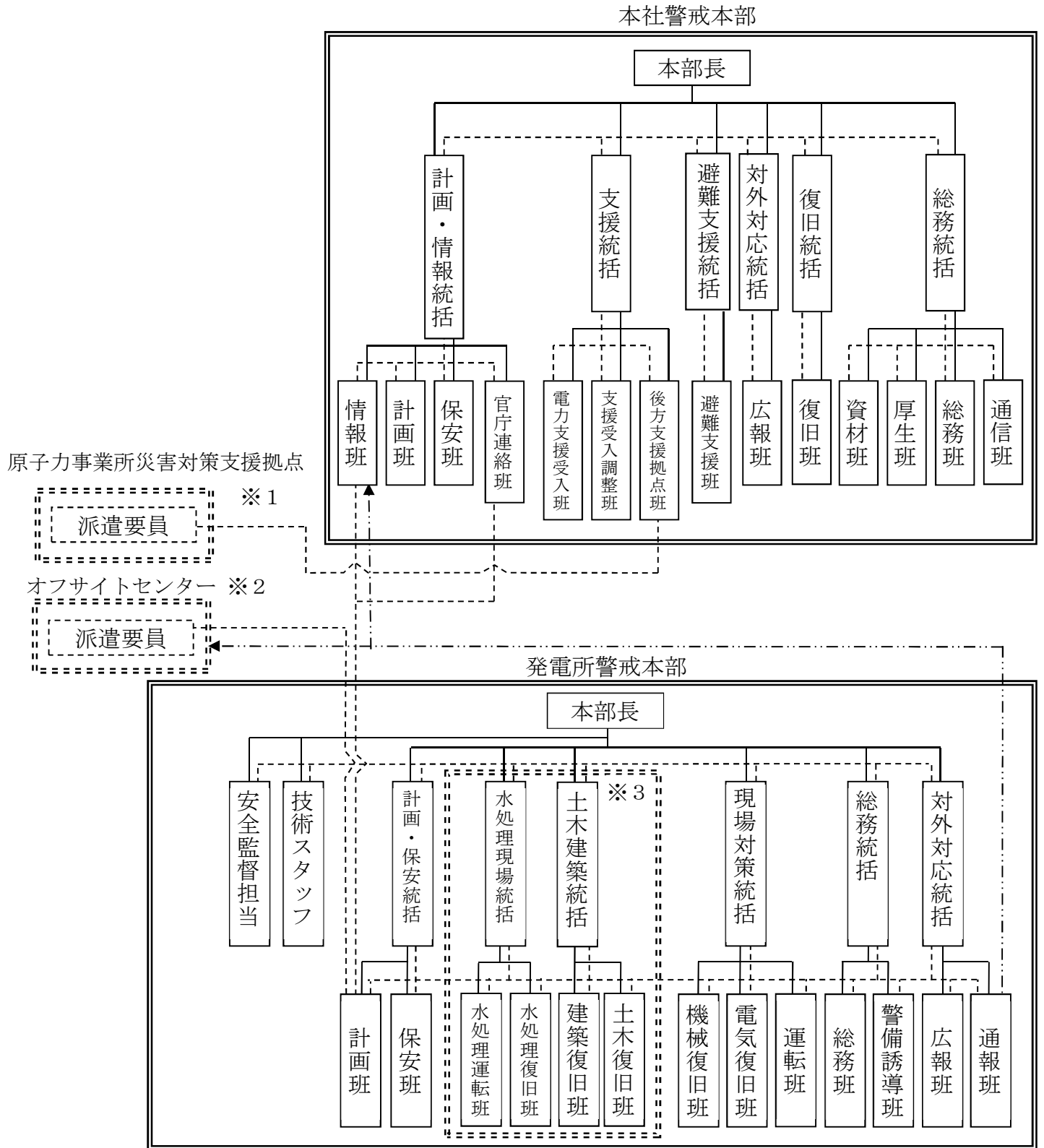
☐ : 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の概要報告先

.....→ : ファクシミリによる送信

→ : 電話等による連絡

※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

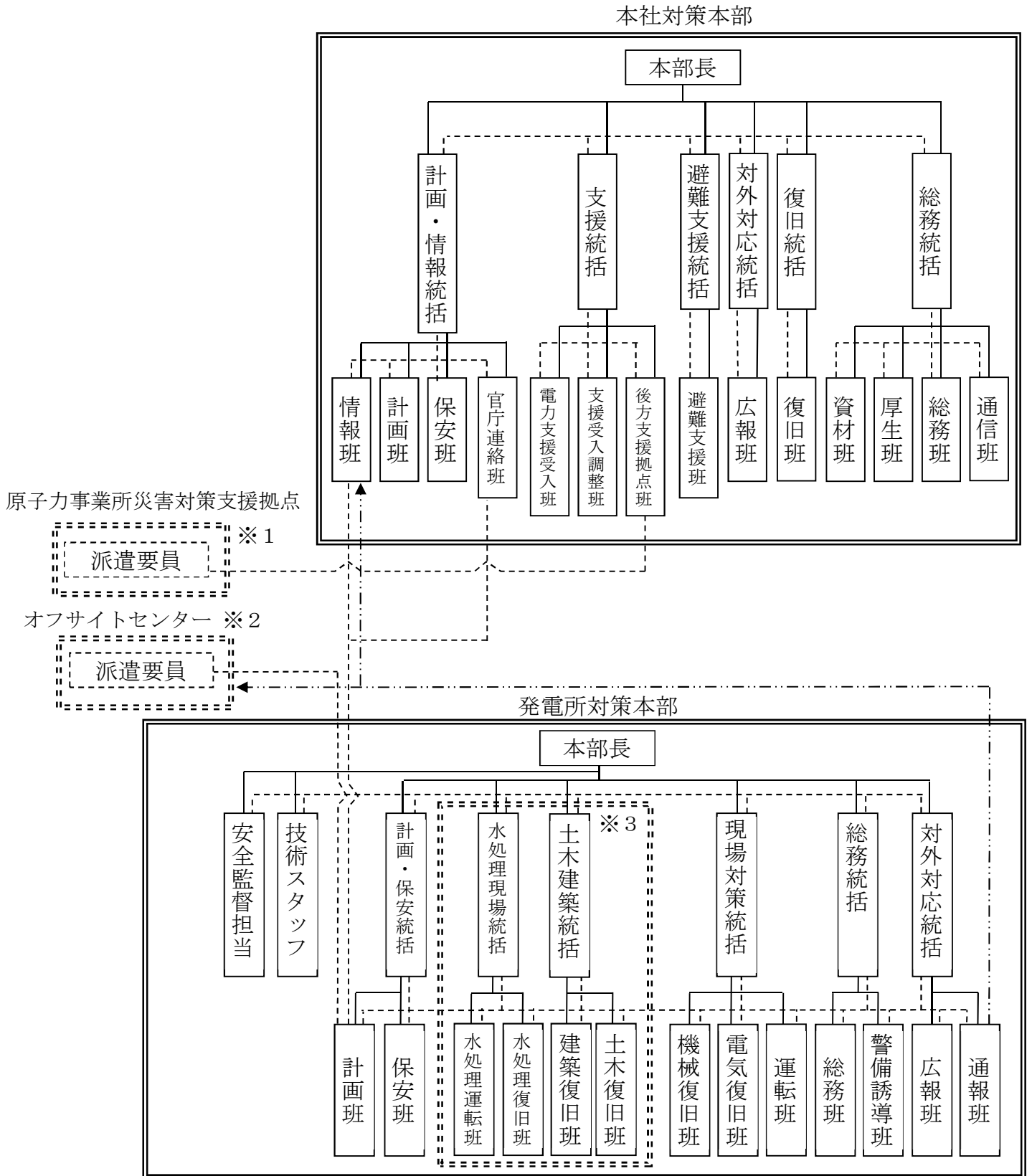
別図 2 - 6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路



- : 社内の情報連絡・指示
- : 情報連絡経路
- - - -> : ファクシミリによる通報と報告

- ※1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置された場合に限る。
- ※2 派遣要請があった場合に限る。
- ※3 本部長が発生事象に応じて組織する。

別図 2 - 7 緊急事態発令後の社内の伝達経路（第 1 次緊急事態発令時）（1 / 2）



————— : 社内の情報連絡・指示

----- : 情報連絡経路

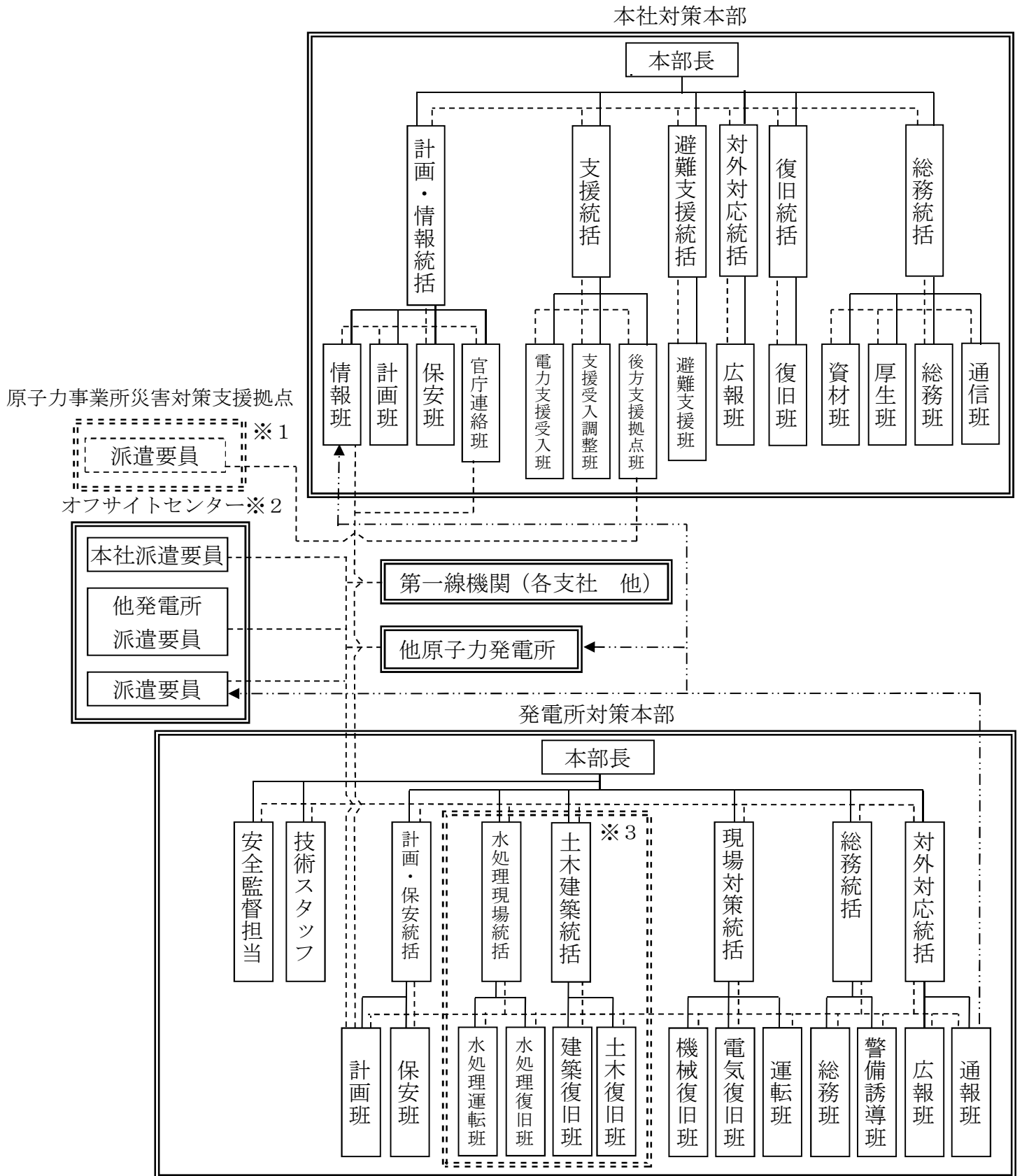
-----▶ : ファクシミリによる通報と報告

※ 1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

※ 2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。

※ 3 本部長が発生事象に応じて組織する。

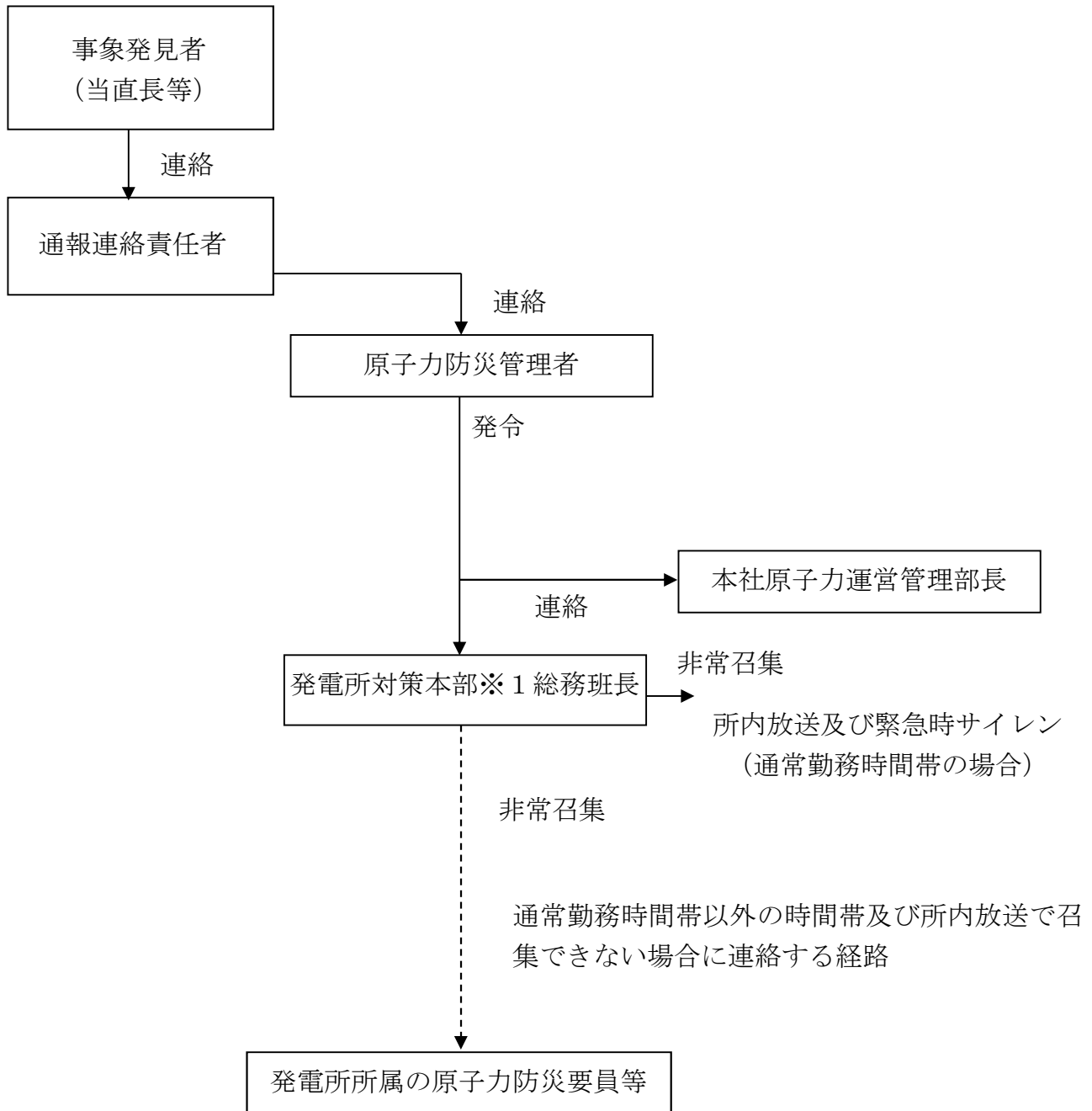
別図 2 - 7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第 2 次緊急時態勢発令時）（2 / 2）



- : 社内の情報連絡・指示
- - - - - : 情報連絡経路
-▶ : ファクシミリによる通報と報告

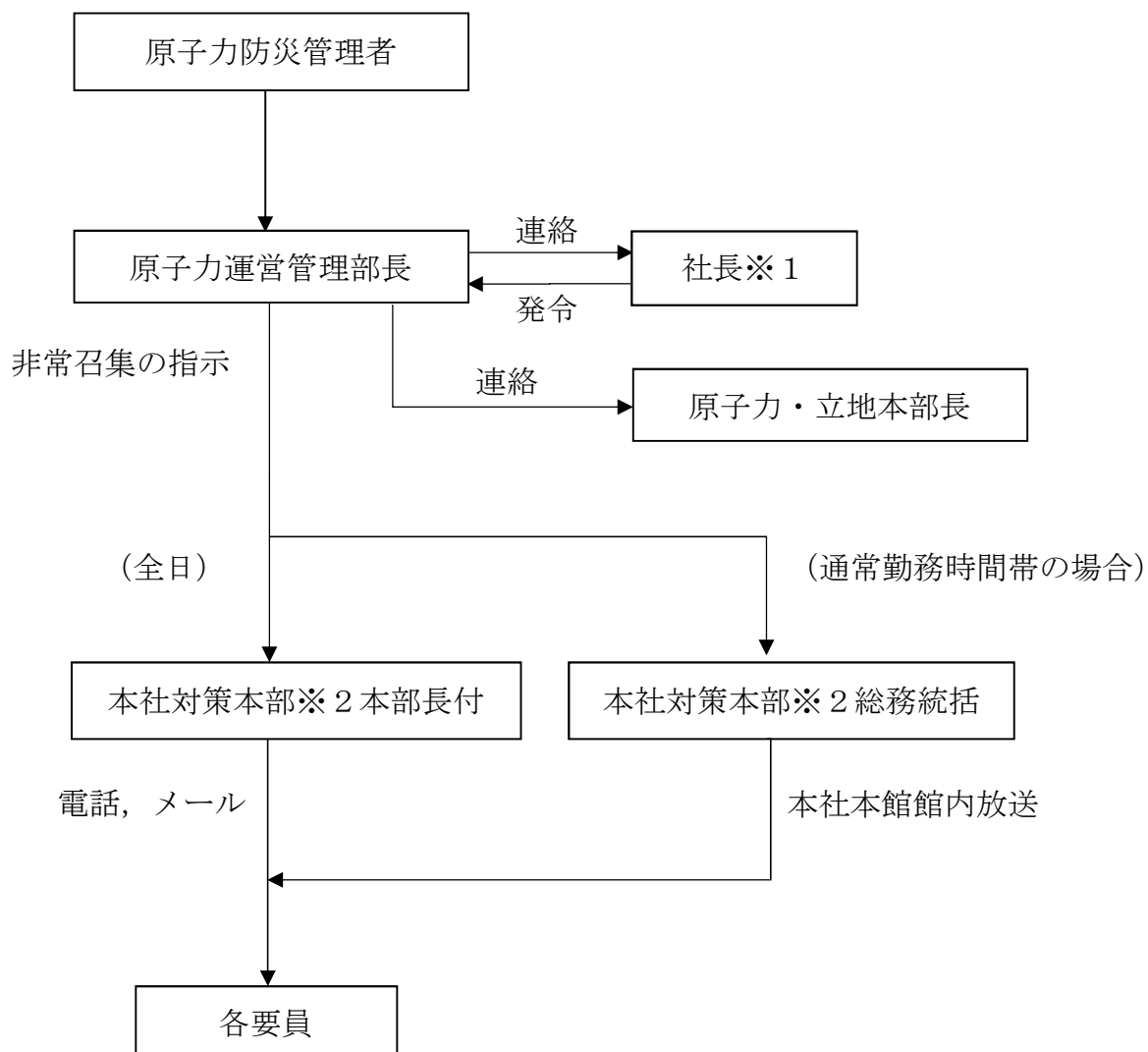
- ※ 1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。
- ※ 2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。
- ※ 3 本部長が発生事象に応じて組織する。

別図 2 - 8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と
 発電所所属の原子力防災要員等の非常召集連絡経路



※1 原子力警戒事態発令の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に読み替える。

別図 2 - 9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と
本社原子力防災要員の非常召集連絡経路



※1 社長が不在の場合には予め定めた順番で連絡を受け、態勢発令を行う。

※2 原子力警戒事態発令の場合、「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。

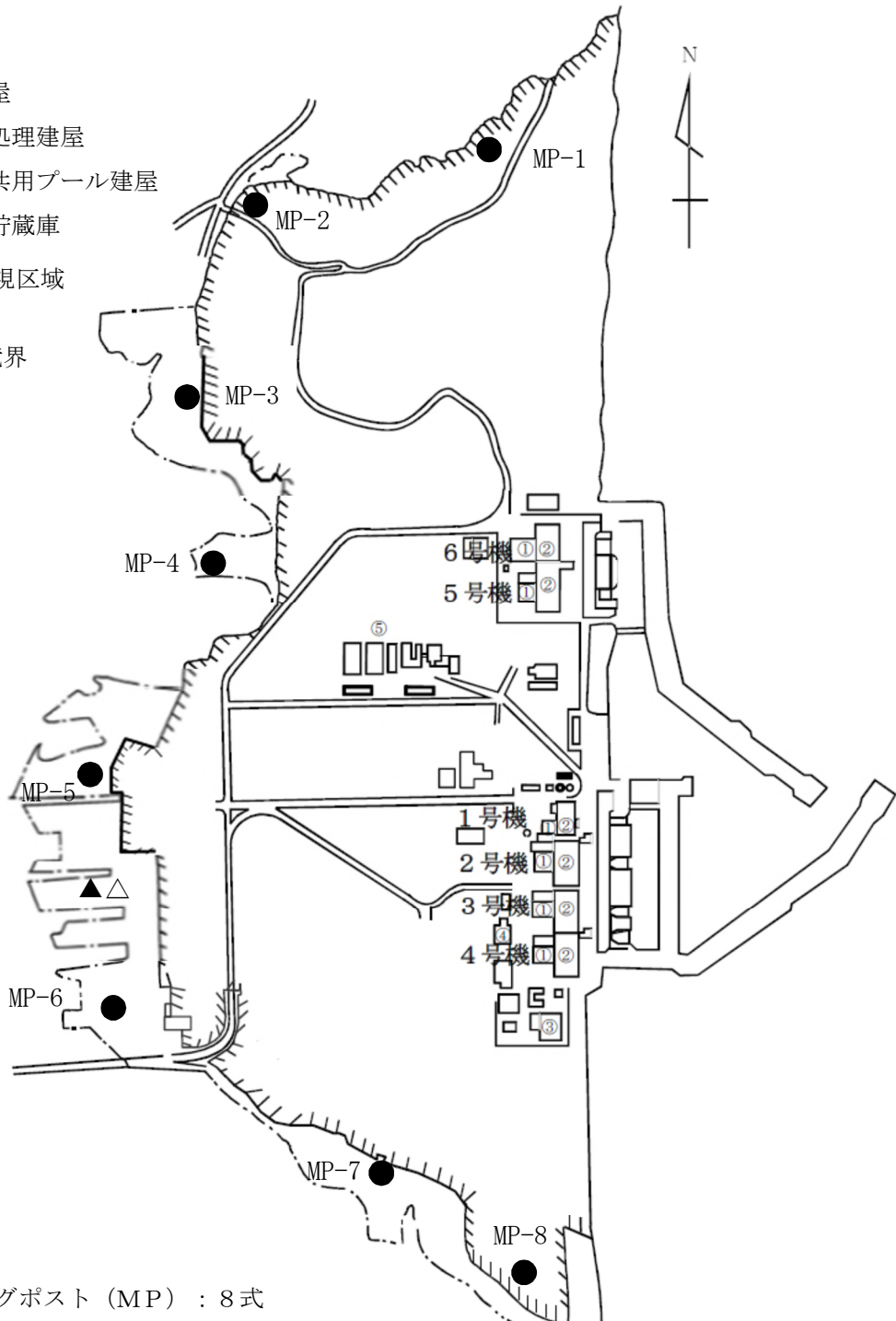
別図 2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等

凡例

- ① 原子炉建屋
- ② タービン建屋
- ③ 廃棄物集中処理建屋
- ④ 使用済燃料共用プール建屋
- ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫

//// 周辺監視区域

- - - - 敷地境界



● : モニタリングポスト (MP) : 8 式

検出器種類	計測範囲	点検内容	点検頻度
NaIシンチレーション検出器	1.0 ~ 1.0 ⁴ nGy/h	点検校正	1回/年
電離箱	1.0 ~ 1.0 ⁸ nGy/h	点検校正	1回/年

▲ : 気象観測装置 (風向・風速) : 1 式

種類	測定高さ	点検内容	点検頻度
ドップラーソーダ	地上高約 9.1 m	点検・調整	1回/年

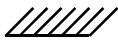
△ : 気象観測装置 (風向・風速) : 1 式

種類	測定高さ	点検内容	点検頻度
超音波式風向風速計	地上高約 1.0 m	点検・調整	1回/年

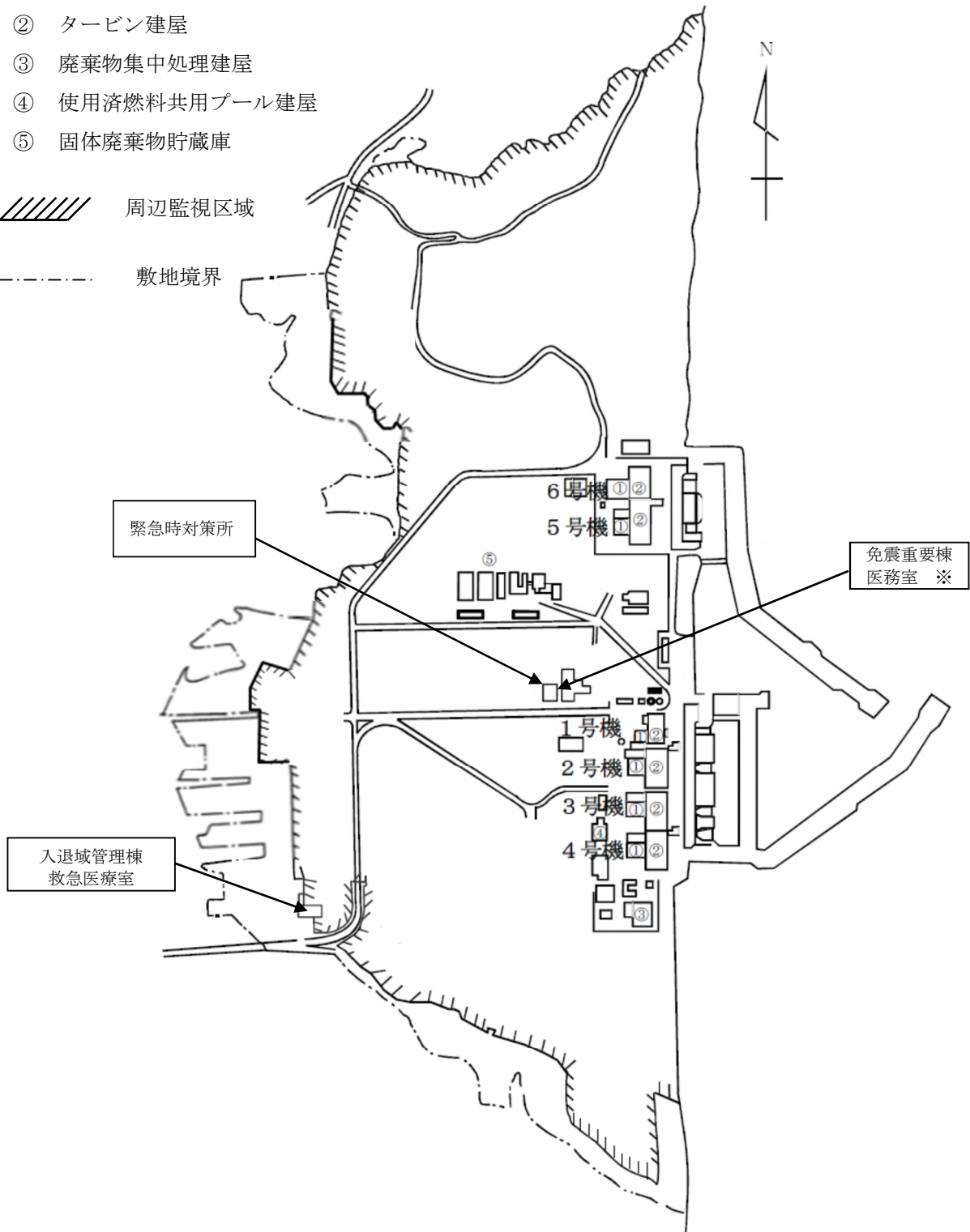
別図 2-11 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設

凡例

- ① 原子炉建屋
- ② タービン建屋
- ③ 廃棄物集中処理建屋
- ④ 使用済燃料共用プール建屋
- ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫

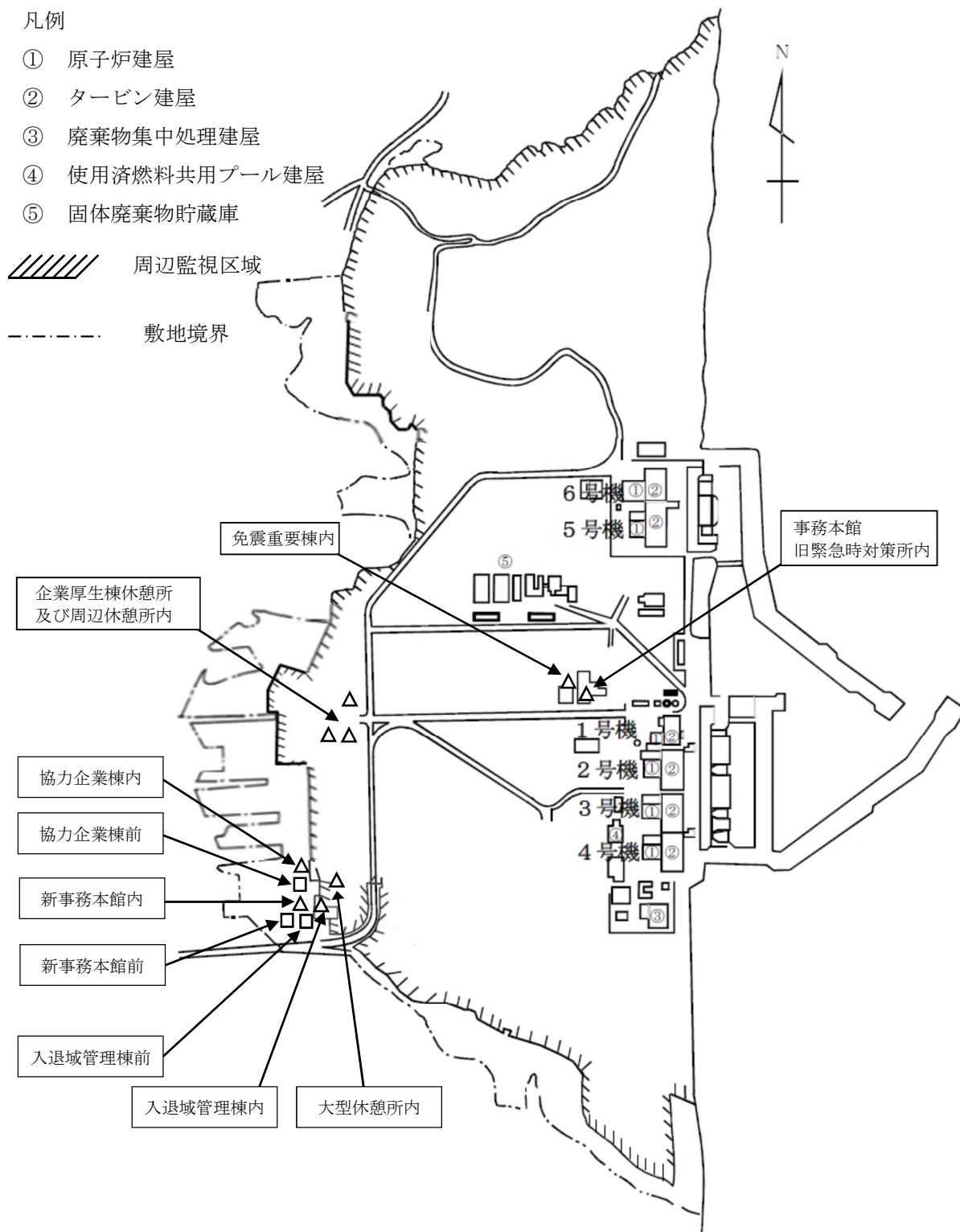
 周辺監視区域

 敷地境界



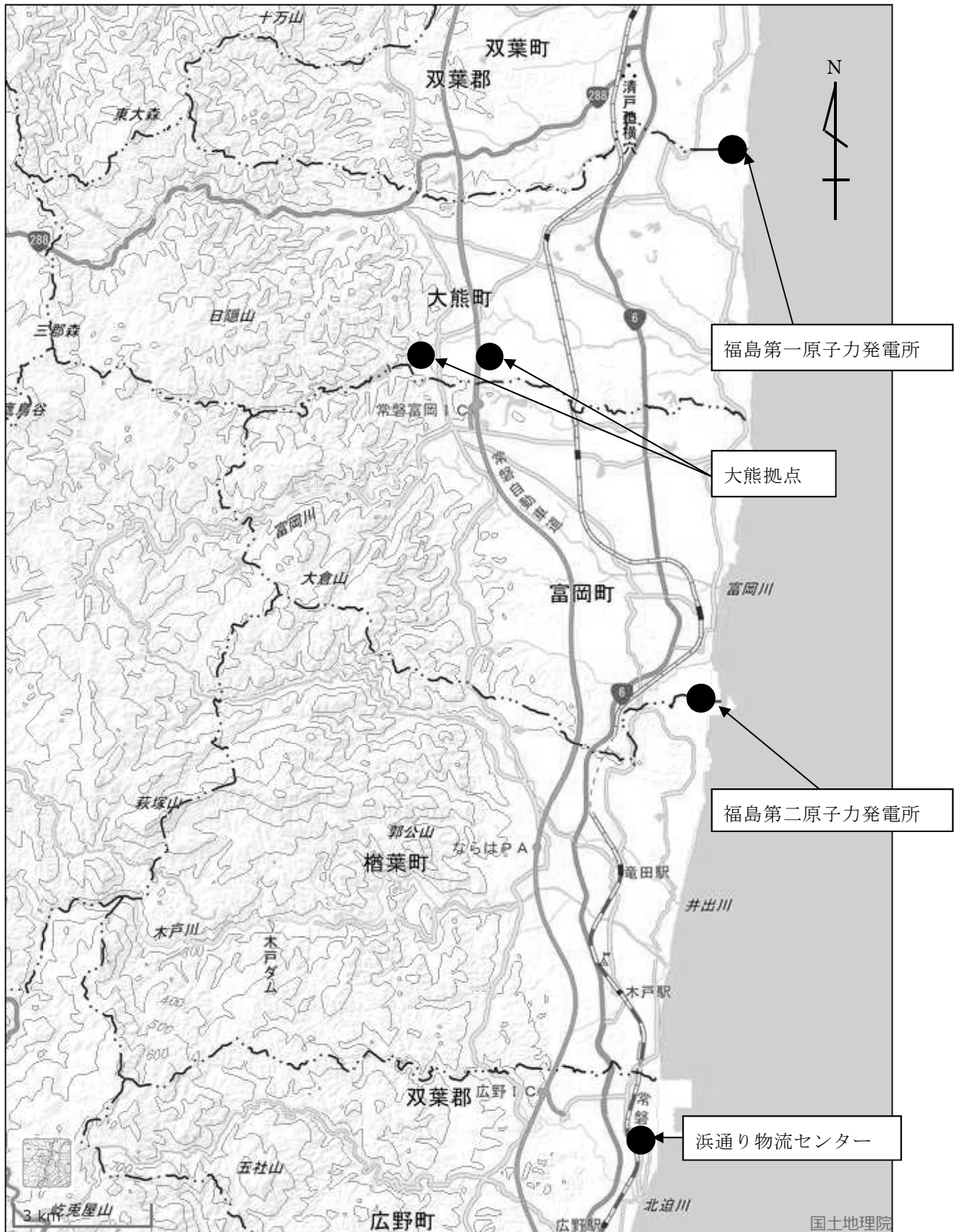
※ 自然災害等の発生により救急医療施設が使用できない場合に使用

別図2-12 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所



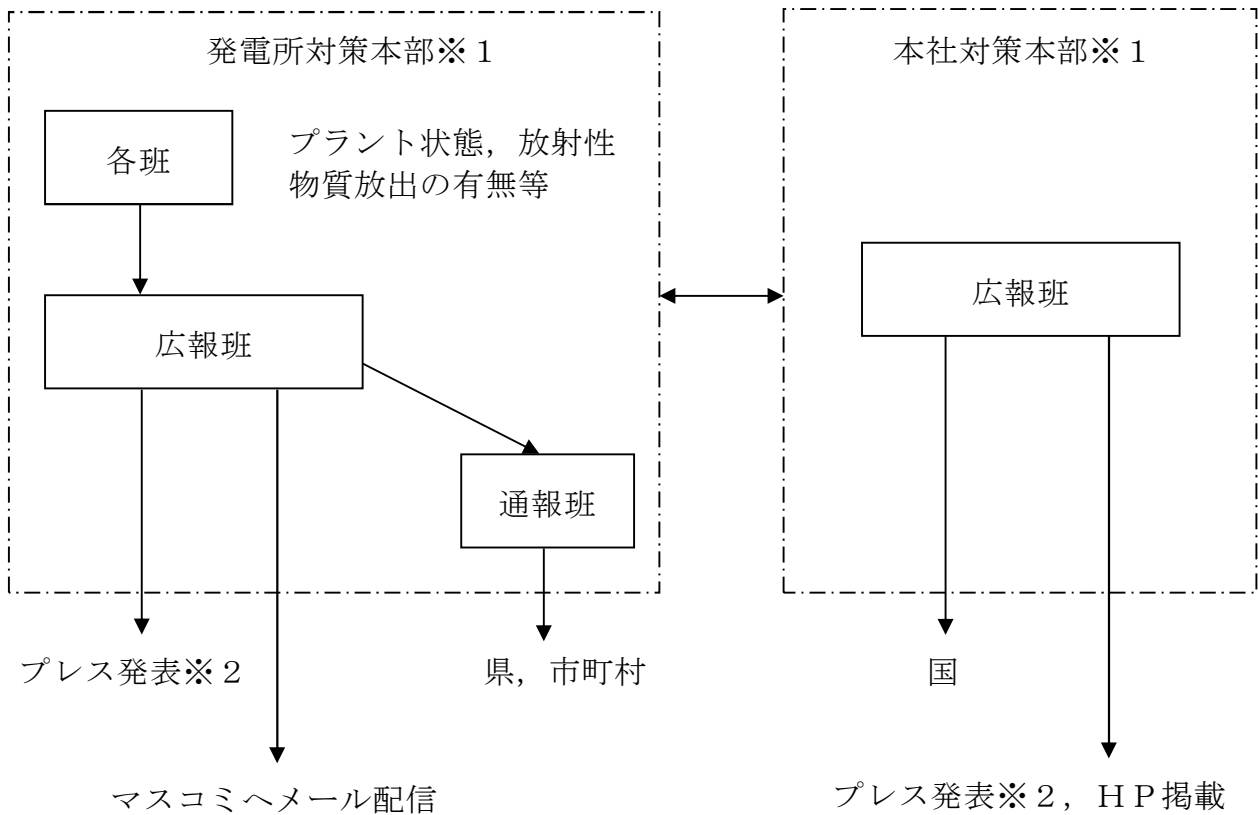
△：退避場所（発電所敷地内の者が屋内で放射線による危険を避ける場所）
 □：避難集合場所（発電所外へ避難するために車両乗車等円滑に行う場所）

別図2-13 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置



この背景地図等データは、国土地理院の電子地形図を使用したものである。

別図3 公表内容の伝達経路



※1 原子力警戒事態発令の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に、「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。

※2 協議により実施箇所を決定する。

別表 2 - 1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準

EAL番号	AL31	BWR
EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	
事業者解釈	<p>(1)「水位を維持できないこと」とは、漏えい又は蒸発などにより使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー水位付近であることを満足できず、可搬型を含む全ての設備による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態又は照射済燃料集合体の頂部から上方4mの水位に達することを目視又は評価により確認した場合をいう。</p> <p>(2)「一定時間以上測定できないこと」とは、水位を維持できていないことが疑われる状況（漏えい等を確認）において、何れの手段によっても一定時間以上当該貯蔵槽の液面の位置が確認できない状態をいう。なお、一定時間とは24時間を目安とする。</p> <p>(3)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。</p> <p>(4)本基準は照射済燃料集合体を使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。</p>	
規制庁解説	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>	

EAL番号	—	BWR
EAL略称	地震	
EAL	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
事業者解釈	当該原子力事業所所在市町村（大熊町・双葉町）において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
規制庁解説	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要か否か判断する。	

EAL番号	—	BWR
EAL略称	津波	
EAL	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	
事業者解釈	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区（福島県）において、大津波警報が発表された場合。	
規制庁解説	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要か否か判断する。	

EAL番号	—	BWR
EAL略称	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
事業者解釈	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
規制庁解説	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要か否か判断する。	

別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (1 / 7)

EAL 番号	SE01	BWR
EAL 略称	敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL	<p>(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。</p> <p>(2)放射線測定設備の全てについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、(1)又は(2)において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>(b)当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>(c)検出された放射線量から最近3か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が5μSv/hを下回っている場合</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでいう「放射線測定設備」とは、別図 2-10 により配置された放射線測定設備をいう。 ・ (1)項の「単位時間(2分以内のものに限る。)」を放射線測定設備のデジタル値で確認する場合は、そのデジタル値の間隔(2分以内)を指定できるものとする。 ・ (a)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、放射線測定設備において、検出された放射線量から最近3か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出したときに速やかに原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合とする。 ・ (a)項の「原子力規制委員会に報告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを確認した場合において、以下の事項について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> a. プラントが SE, GE の状態ではないこと。 b. 通報事象等規則第 3 条の 2 により、報告するものであること。 c. 放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと。 d. 特定事象の通報は実施しないこと。 ・ 「最近3か月に検出された放射線量の平均値」は晴天・雨天を問わず至近3か月間の平均値を算出して設定する。 	
規制庁解説	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均)+毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例) 4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均)=1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和/1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2 / 7)

EAL 番号	SE02	BWR							
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出								
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)								
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> 「排気筒その他これらに類する場所」とは、原子力防災資機材の排気筒モニタリング設備の設置してある場所とする。 この計測器での放射性物質の検出は、通報事象等規則第 5 条による。 「10 分間以上継続」について、デジタル値で確認する場合においては、10 分間以上そのデジタル値が連続した場合とすることができる。 放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこととは、排気筒モニタが以下の規準を超えた場合による。 								
		1, 2MS	3, 4MS	5, 6MS	2TS	3TS	4TS	集中 RW	共用 P
	排気筒モニタ基準 (cps)	1, 160	1, 060	380	1, 060	840	1, 410	1, 300	380
	<ul style="list-style-type: none"> この EAL を検出した場合は、GE02 と放射線量の基準が同一であるため、SE02 及び GE02 を検出したとして通報を行う。 								
規制庁解説	—								

EAL 番号	SE03	BWR						
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出							
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)							
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> 「排水口その他これらに類する場所」とは、原子力防災資機材の固定式測定設備を設置している場所とする。 この計測器での検出は、通報事象等規則第 5 条による。 「10 分間以上検出」について、デジタル値で確認する場合においては、10 分間以上そのデジタル値が連続した場合とすることができる。 放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこととは、放水口モニタが以下の規準に達したものとす。 							
		1 号機~6 号機	17, 000cps					
	<ul style="list-style-type: none"> この EAL を検出した場合は、GE03 と放射線量の基準が同一であるため、SE03 及び GE03 を検出したとして通報を行う。 							
規制庁解説	—							

EAL 番号	SE04	BWR						
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出							
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が 10 分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。							
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。 「$50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が 10 分間以上検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上となって、その状態が 10 分間以上継続した場合をいう。 							
規制庁解説	—							

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3 / 7)

EAL 番号	SE05	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
EAL	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。 「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、別表 2-5-1 の「可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ、測定器）及び可搬式放射性ヨウ素測定関連機器（サンブラ、測定器）」により、(a)～(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。詳細は添付に示す。 	
規制庁解説	—	

EAL 番号	SE06	BWR
EAL 略称	施設内(原子炉外) 臨界事故の恐れ	
EAL	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	
事業者解釈	原子炉外臨界について、原子力災害対策特別措置法はプラント事象で区分されるが、臨界状態は放射線量の測定によって検出される可能性があるため、蓋然性を含め放射線・放射能放出の EAL 区分とする。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	SE31	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。	
事業者解釈	<p>(1)「照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること」とは、目視又は評価により「照射済燃料集合体の頂部より上方 2 メートルの水位まで低下」を確認した場合をいう。</p> <p>(2)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。</p> <p>(3)本基準は照射済燃料集合体及使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。</p> <p>(4)水位の回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。</p>	
規制庁解説	<p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (4 / 7)

EAL 番号	SE55	BWR
EAL 略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	
EAL	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
事業者解釈	<p>(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>	
規制庁解説	<p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	

EAL 番号	XSE*61	
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇	
EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 2 条第 1 項」を指す。令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	
事業者解釈	-	
規制庁解説	-	

EAL 番号	XSE*62	
EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質漏えい	
EAL	<p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>	
事業者解釈	事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは IP-1 型輸送物を除く。	
規制庁解説	-	

※XSE：事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断する EAL。

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (5 / 7)

添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 5 条第 1 項の規定に基づく水準

(1 / 2)

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (6 / 7)

添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 5 条第 1 項の規定に基づく水準
(2 / 2)

場 合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じた値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

空気中濃度限度：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 90 条第 1 項第 4 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）をいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 90 条第 1 項第 7 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）をいう

別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (7/7)
別表 (原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 5 条関係)

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³/s]

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																		
		20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上 300 未満	300 以上 400 未満	400 以上 500 未満	500 以上 600 未満	600 以上 700 未満	700 以上 800 未満	800 以上 900 未満	900 以上 1000 未満	1000 以上
放射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 拠 点 の 地 表 か ら の 高 さ (注) (m)	1 未満	1×10	5×10	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	1 以上 10 未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	10 以上 20 未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	20 以上 30 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
	30 以上 40 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
	40 以上 50 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
	50 以上 60 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	60 以上 70 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	70 以上 80 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	80 以上 90 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	90 以上 100 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	100 以上 110 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	110 以上 120 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	120 以上 130 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	130 以上 140 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	140 以上 150 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶
150 以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表 2 - 3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1 / 4)

EAL 番号	GE01	BWR
EAL 略称	敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL	<p>(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上(これらの放射線量が2地点以上において検出された場合又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)の放射線量を検出すること。</p> <p>(2)放射線測定設備の全てについて$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、(1)又は(2)において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>(b)当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>(c)検出された放射線量から最近3か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでいう「放射線測定設備」とは、別図 2-10 により配置された放射線測定設備をいう。 ・ (1)項の「単位時間(2分以内のものに限る。)」を放射線測定設備のデジタル値で確認する場合は、そのデジタル値の間隔(2分以内)を指定できるものとする。 ・ (a)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、放射線測定設備において、検出された放射線量から最近3か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出したときに速やかに原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合とする。 ・ (a)項の「原子力規制委員会に報告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを確認した場合において、以下の事項について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> a. プラントが SE, GE の状態ではないこと。 b. 通報事象等規則第 3 条の 2 により、報告するものであること。 c. 放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと。 d. 特定事象の通報は実施しないこと。 ・ 「最近3か月に検出された放射線量の平均値」は晴天・雨天を問わず至近3か月間の平均値を算出して設定する。 	
規制庁解説	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均) + 毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例) 4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均) = 1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和 / 1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	

別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/4)

EAL 番号	GE02	BWR
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)	
事業者解釈	この EAL を検出した場合は、SE02 と放射線量の基準が同一であるため、SE02 及び GE02 を検出したとして通報を行う。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	GE03	BWR
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)	
事業者解釈	この EAL を検出した場合は、SE03 と放射線量の基準が同一であるため、SE03 及び GE03 を検出したとして通報を行う。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	GE04	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として 5mSv/h が 10 分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。 ・ 「放射線量の水準として 5mSv/h が 10 分間以上継続して検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として 5mSv/h 以上となって、その状態が 10 分間以上継続した場合をいう。 	
規制庁解説	—	

EAL 番号	GE05	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
EAL	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空气中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 5,000 を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 5,000 を乗じて得た値</p>	
事業者解釈	「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力防災資機材の可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ、測定器）又は可搬式放射性ヨウ素測定関連機器（サンブラ、測定器）により、(a)～(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。	
規制庁解説	—	

別表 2 - 3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3 / 4)

EAL 番号	GE06	BWR
EAL 略称	施設内（原子炉外）での臨界事故	
EAL	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	
事業者解釈	原子炉外臨界について、原子力災害対策特別措置法はプラント事象で区分されるが、臨界状態は放射線量の測定によって検出される可能性があるため、蓋然性を含め放射線・放射能放出の EAL 区分とする。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	GE31	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	
事業者解釈	(1)「照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、目視又は評価により「照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下」を確認した場合をいう。 (2)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。 (3)本基準は照射済燃料集合体及使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。 (4)水位の回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。	
規制庁解説	上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。	

EAL 番号	GE55	BWR
EAL 略称	住民の避難を開始する必要がある事象発生	
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。	
規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。	

別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (4/4)

EAL 番号	XGE*61	BWR
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 2 条第 1 項」を指す。令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	
事業者解釈	-	
規制庁解説	-	

EAL 番号	XGE*62	BWR
EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	
EAL	<p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 4 条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬からは IP 型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとは A2 値 (1 メートル離れた地点において 30 分間で被ばくする量が 50mSv となるような放射能量) を検出することをいう。 	
規制庁解説	-	

※XGE：事業所外運搬時における全面緊急事態判断する EAL。

別表 2-4-1 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣，原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣），関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 4 名以上 計画班 4 名以上
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 2 名以上 計画班 2 名以上
	オフサイトセンター	本部員 2 名以上 保安班 2 名以上 ※ 1
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班 5 名以上
	オフサイトセンター	広報班 1 名以上
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	保安班 4 名以上 運転班 8 名以上 本部員 1 名以上
	オフサイトセンター	保安班 2 名以上 ※ 1
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	計画班 4 名以上 運転班 9 名以上
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 1 8 名以上 運転班 4 名以上
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 4 名以上
	オフサイトセンター	保安班 2 名以上 ※ 1 ※ 2
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班 4 名以上
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	総務班 8 名以上
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4 名以上 総務班 1 名以上

※ 1：緊急時モニタリングセンターに配属される要員を示す。

※ 2：（7）のオフサイトセンター人員は（4）のオフサイトセンター人員を兼ねる。

※ 3：要員数は原子力防災要員の内，初期対応に必要な人数を示す。

別表 2 - 4 - 2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	副所長（技術）
2	防災・放射線センター所長
3	計画・設計センター所長
4	廃炉安全・品質室長
5	建設・運用・保守センター所長
6	水処理センター所長
7	その他技術系特別管理職 ^{※1}

※ 1 : 副原子力防災管理者を複数名選任する場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

別表 2-5-1 原子力防災資機材 (1/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	保護衣 (不織布カバーオール, アノラック等)	200組	免震重要棟	1回/年	数量確認	
	呼吸用ボンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	13個	免震重要棟	1回/年	外観点検	
	フィルター付防護マスク	チャコール付全面マスク	200個	免震重要棟	1回/年	外観点検	
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	※1回線	免震重要棟	1回/年	機能確認	
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認	
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	40台	特別管理職以上が携行	1回/年	機能確認	
		所内用PHS	60台	発電所員が携行	1回/年	機能確認	
		衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	3台	5, 6号機共用 EL約14m, 運用 補助共用施設	特別な保全 計画に基づ く頻度	機能確認	
		放水口モニタ※2	1台	放水口モニタ建 屋 (5, 6号機)		1回/年	機能確認
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台	入退域管理棟 放射線測定車	1回/年	機能確認	
		電離箱サーベイメータ	36台				入退域管理棟
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	3台	入退域管理棟	1回/年	機能確認	
	空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100個	大型休憩所	1回/年	外観点検
		リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1台	入退域管理棟	1回/年	機能確認
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	17台	入退域管理棟	1回/年	機能確認	
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	3台	入退域管理棟	1回/年	機能確認	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	ダストサンプラ	9台	入退域管理棟	1回/年	機能確認
		測定器	ダスト測定器 (放射線測定車に搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	ヨウ素サンプラ	7台	入退域管理棟	1回/年	機能確認
		測定器	ヨウ素測定器 (放射線測定車に搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認
個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	250台	免震重要棟 入退域管理棟	1回/年	機能確認		

別表 2-5-1 原子力防災資機材 (2/2)

分類	法令による名称		具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容
計測器等	その他	エリアモニタリング設備※3	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認
			使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子炉建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認
		モニタリングカー	放射線測定車	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤		安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認
	担架		担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検
	除染用具		除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認

※1：緊急時電話回線のうち双葉地方広域市町村圏組合消防本部以外の回線（大熊町，双葉町，浪江町，富岡町，楡葉町，双葉警察署，福島海上保安部，福島県環境創造センター環境放射線センター，浪江消防署，富岡消防署）は，東北地方太平洋沖地震に伴い，回線が使用できない状態にあるため，電気通信事業者（NTT等）の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。

※2：放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。

代替措置として，海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。

設備が損壊している状況であるため点検は行わず，設備が健全な状態に復旧した後に「機能確認」を行う。

※3：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。

別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2)

福島第一原子力発電所

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容
緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台 ^{※1} (1台) ^{※2}	発電所構内	1回/月	機能確認
	ポンプ (消防車両)	6台 ^{※1} (1台) ^{※2}	発電所構内	1回/月	機能確認
	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認
	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検
	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認
	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認
	燃料 (軽油)	33キリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認
	燃料 (ガソリン)	5.8キリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認

※1：緊急時対応に必要な数量であり、発電所内に常時配備する数量を示す。

※2：修理・保守等に必要な最低限の予備数量を示し、発電所に常時必要な数量に含めない。

浜通り物流センター (原子力事業所災害対策支援拠点)

	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容
原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認
	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認
	FAX	1台	浜通り物流センター	1回/年	機能確認
	汚染密度測定用サーベイメータ	36台	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	機能確認
	シンチレーションサーベイメータ	1台	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	機能確認
	電離箱サーベイメータ	1台	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	機能確認
	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認
	個人線量計	810台	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	機能確認
	保護衣類 (不織布カバーオール)	3,400着	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	数量確認
	保護具類 (全面マスク)	700個	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	数量確認

別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材 (2/2)

大熊拠点 (新大熊単身寮A棟, 大川原駐車場) (原子力事業所災害対策支援拠点)

	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容
原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認
	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認
	FAX	1台	大熊拠点	1回/年	機能確認
	汚染密度測定用サーベイメータ	36台	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	機能確認
	シンチレーションサーベイメータ	1台	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	機能確認
	電離箱サーベイメータ	1台	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	機能確認
	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認
	個人線量計	810台	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	機能確認
	保護衣類 (不織布カバーオール)	3,400着	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	数量確認
	保護具類 (全面マスク)	700個	柏崎刈羽原子力発電所	1回/年	数量確認

別表 2-5-3 遠隔操作が可能な装置等

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
遠隔操作 ロボット	偵察, 空間線量率測定ロボット	1台	発電所構内	運用時
	偵察, 瓦礫撤去ロボット	1台	発電所構内	運用時

別表 2 - 5 - 4 医療関連資機材

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容
医療関連 資機材	AED	1台	入退域管理棟 救急医療室	1回/年	機能確認
	アンビューバック	1個	入退域管理棟 救急医療室	1回/年	機能確認
	ストレッチャー	1台	入退域管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認
	担架	1台	入退域管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認
	点滴台	1台	入退域管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認
	車椅子	1台	入退域管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認

別表 2-6 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名	
1. 発電所周辺地図	
①	発電所周辺地域地図 (1/25, 000)
②	発電所周辺地域地図 (1/50, 000)
2. 発電所周辺航空写真パネル	
3. 発電所気象観測データ	
①	統計処理データ
②	毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	
①	空間線量モニタリング設備配置図
②	環境試料サンプリング位置図
③	環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ	
①	方位別人口分布図
②	集落の人口分布図
③	市町村人口表
6. 主要系統模式図 (各ユニット)	
7.	原子炉設置 (変更) 許可申請書 (各ユニット) ※
8. 系統図及びプラント配置図	
①	系統図
②	プラント配置図 ※
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各ユニット)	
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)	
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)	
12. 規定類	
①	原子力施設保安規定 (福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画施行に伴い廃止) ※
②	原子力事業者防災業務計画 ※
③	福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
13. 事故時運転操作手順書	

※：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

□：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設 (1/2)

1. 緊急時対策所

項目	仕様
所在地	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2 福島第一原子力発電所構内 免震重要棟 2 階
床面積	・面積：約 5 5 0 m ²
地震・津波対策	・免震構造を備えた鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ・1 階床高さ T P + 約 3 3 m
放射線防護対策	・遮蔽：コンクリート壁等による遮蔽 ・空調：HEPA・よう素除去フィルターを備えた空調設備
非常用電源	・ガスタービン発電機：1 式 定格 1, 000kVA 以上 ・備蓄燃料：7 日分を備蓄 ・タンクローリー等にて補充
非常用通信機器	・テレビ会議システム 1 台 1 回/年 機能確認 ・I P 電話 (地上系) 5 台 1 回/年 機能確認 ・電話 (衛星系) 2 台 1 回/年 機能確認 ・I P F A X (地上系) 3 台 1 回/年 機能確認 ・I P F A X (衛星系) 1 台 1 回/年 機能確認

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

浜通り物流センター

項目	仕様
所在地	福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼 4 3 番 3 2, 東町 1 6 9 番 7, 東町 1 6 9 番 1
発電所からの方位, 距離	南 約 2 2 k m 標高約 4 0 m
敷地面積	約 1 6, 0 0 0 m ²
非常用電源	小型の可搬式発電機は常設 定格 6kVA 以上 大型の非常用発電機は外部より調達
非常用通信機器	・電話 (衛星系, 地上系) は本社から持込 ・FAX (地上系)
その他	消耗品等 (燃料, 食料, 飲料水等) は原子力事業所災害対策支援拠点に予め配備及び本社等からの輸送により確保するとともに, 調達可能な小売店等から調達を行う。

大熊拠点 (新大熊单身寮 A 棟, 大川原駐車場)

項目	仕様
所在地	・新大熊单身寮 A 棟 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 2 6 3 ・大川原駐車場 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 (新大熊单身寮 A 棟から東へ約 1 k m)
発電所からの方位, 距離	南西 約 8 k m 標高約 9 0 m (新大熊单身寮 A 棟を示す。)
敷地面積	約 2 3, 7 0 0 m ² ・新大熊单身寮 A 棟：約 9, 7 0 0 m ² ・大川原駐車場：約 1 4, 0 0 0 m ²
非常用電源	小型の可搬式発電機は常設 定格 6kVA 以上 大型の非常用発電機は外部より調達
非常用通信機器	・電話 (衛星系, 地上系) は本社から持込 ・FAX (地上系)
その他	消耗品等 (燃料, 食料, 飲料水等) は本社等からの輸送により確保するとともに, 調達可能な小売店等から調達を行う。

別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設 (2/2)

3. 本社非常災害対策室

項 目	仕 様
所在地	東京都千代田区内幸町 1-1-3
建物の仕様	鉄筋コンクリート造 (震度 6 強相当の耐震性を有する)
床面積	<ul style="list-style-type: none"> ・面積：約 500m² ・階数：地上 2 階
非常用電源	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 2 台 定格 2,750kVA 以上 備蓄燃料：3 日分以上を備蓄
非常用通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議システム 1 台 1 回/年 機能確認 ・IP 電話 (地上系) 5 台 1 回/年 機能確認 ・電話 (衛星系) 2 台 1 回/年 機能確認 ・IP F A X (地上系) 4 台 1 回/年 機能確認 ・IP F A X (衛星系) 1 台 1 回/年 機能確認
その他	食料及び飲料水については 7 日分以上を備蓄するとともに小売店から調達を行う。不足する燃料については、調達可能な燃料取扱い箇所から調達を行う。

別表 2 - 8 E R S S 伝送項目一覧

福島第一原子力発電所 5 号機

連番	常時伝送項目	単位
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS
4	風向 1 0 M (1 6 方位)	-
5	風向 9 1 M (1 6 方位)	-
6	風速 1 0 M	m/s
7	風速 9 1 M	m/s
8	大気安定度	-
9	モニタリングポスト 1 H	nGy/h
10	モニタリングポスト 2 H	nGy/h
11	モニタリングポスト 3 H	nGy/h
12	モニタリングポスト 4 H	nGy/h
13	モニタリングポスト 5 H	nGy/h
14	モニタリングポスト 6 H	nGy/h
15	モニタリングポスト 7 H	nGy/h
16	モニタリングポスト 8 H	nGy/h
17	モニタリングポスト 1 L	nGy/h
18	モニタリングポスト 2 L	nGy/h
19	モニタリングポスト 3 L	nGy/h
20	モニタリングポスト 4 L	nGy/h
21	モニタリングポスト 5 L	nGy/h
22	モニタリングポスト 6 L	nGy/h
23	モニタリングポスト 7 L	nGy/h
24	モニタリングポスト 8 L	nGy/h
25	RHR 系統流量 A	t/h
26	RHR 系統流量 B	t/h
27	RHR 系 A 運転	DIGITAL
28	RHR 系 B 運転	DIGITAL
29	RHR 系 C 運転	DIGITAL
30	RHR 系 D 運転	DIGITAL
31	6. 9 KVBUS 5 A キロボルト	KV
32	6. 9 KVBUS 5 B キロボルト	KV
33	6. 9 KVBUS 5 C キロボルト	KV
34	6. 9 KVBUS 5 D キロボルト	KV
35	6. 9 KVBUS 5 S A 1 電圧 5 入力	KV
36	6. 9 KVBUS 5 S A 2 電圧 5 入力	KV
37	6. 9 KVBUS 5 S B 1 電圧 5 入力	KV
38	6. 9 KVBUS 5 S B 2 電圧 5 入力	KV
39	ディーゼル発電 5 A 運転	DIGITAL
40	ディーゼル発電 5 B 運転	DIGITAL
41	放水口モニタ線量率 5 号	CPS
42	使用済燃料プール水位	mm
43	使用済燃料共用プール水位	mm

・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。

福島第一原子力発電所6号機

連番	常時伝送項目	単位
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	s-1
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	s-1
4	風向10M(16方位)	-
5	風向91M(16方位)	-
6	風速10M	m/s
7	風速91M	m/s
8	大気安定度A-F	-
9	モニタリングポスト1H	nGy/h
10	モニタリングポスト2H	nGy/h
11	モニタリングポスト3H	nGy/h
12	モニタリングポスト4H	nGy/h
13	モニタリングポスト5H	nGy/h
14	モニタリングポスト6H	nGy/h
15	モニタリングポスト7H	nGy/h
16	モニタリングポスト8H	nGy/h
17	モニタリングポスト1L	nGy/h
18	モニタリングポスト2L	nGy/h
19	モニタリングポスト3L	nGy/h
20	モニタリングポスト4L	nGy/h
21	モニタリングポスト5L	nGy/h
22	モニタリングポスト6L	nGy/h
23	モニタリングポスト7L	nGy/h
24	モニタリングポスト8L	nGy/h
25	RHR系統流量A	l/s
26	RHR系統流量B	l/s
27	RHR系統流量C	l/s
28	RHRポンプ A 遮断器 動作	DIGITAL
29	RHRポンプ B 遮断器 動作	DIGITAL
30	RHRポンプ C 遮断器 動作	DIGITAL
31	6.9KV 6A-1母線電圧	kV
32	6.9KV 6A-2母線電圧	kV
33	6.9KV 6B-1母線電圧	kV
34	6.9KV 6B-2母線電圧	kV
35	6.9KV 5SA1母線電圧	kV
36	6.9KV 5SA2母線電圧	kV
37	6.9KV 5SB1母線電圧	kV
38	6.9KV 5SB2母線電圧	kV
39	6.9KV 6C母線電圧	kV
40	6.9KV 6D母線電圧	kV
41	ディーゼル発電機 6A 運転	DIGITAL
42	ディーゼル発電機 6B 運転	DIGITAL
43	放水口モニタ線量率 6号	CPS
44	使用済燃料プール水位	mm
45	使用済燃料共用プール水位	mm

・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。

別表 3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	<p>性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合</p> <p>※ただし、上記の予測線量の評価ができない場合については、以下とする。</p> <p>「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以降、放射性ヨウ素の放出による内部取り込みの可能性が予測される場合」</p>
服用対象者	<p>性別・年齢に関係なく一律に服用の対象とする。ただし、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないこと。（禁忌）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 <p>また、以下の者には慎重に服用させること。（慎重服用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲状腺機能亢進症 ・甲状腺機能低下症 ・腎機能障害 ・先天性筋強直症 ・高カリウム血症 ・ヨード造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体血症蕁麻疹様血管炎又はその既往歴のある者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎又はその既往歴のある者 <p>※ヨウ化カリウム丸50mg「日医工」（2013年5月改訂）より</p>
服用量	<p>医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2錠（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。</p> <p>初日の服用は1日2錠，2日目以降は1日1錠。連続服用は14日までとする。14日経過後又は通算服用数20錠ごとに、副作用の有無を確認するため臨時健診を実施する。3日以上の間隔が空いた場合には初日2錠とし、以降は同様とする。</p>

別表 3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材及び資料等		備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	本社本部副本部長以上 (合同対策協議会派遣) 1名	配管計装線図	1冊	原子力防災要員2名を含む
		機器配置図	1冊	
		設備関係資料(必要な資料のみ)	1部	
	本部員管理職 1名	業務車	1台	
	本部員一般職 1名	広報車(スピーカ搭載車)	1台	
	広報班管理職 1名			
環境放射線モニタリング, 汚染検査, 汚染除去に関する事項	4名	シンチレーションサーベイメータ	5台	※1:放射線測定車に搭載
		電離箱サーベイメータ	10台	
		中性子線サーベイメータ	2台	
		汚染密度測定用サーベイメータ	5台	
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	1台	
		蛍光ガラス線量計素子	30個	
		電子式線量計	50台	
		ヨウ素測定器	サンブラ 5台	
			※1測定器 1台	
		ダスト測定器	サンブラ 5台	
			※1測定器 1台	
		放射線測定車	1台	
	モニタリング用車両	1台		
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)における業務に関する事項	5名程度			

※緊急事態応急対策の活動状況により要員については派遣先と調整する。

別表4 原子力災害事後対策における原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材等		備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	本社本部副本部長以上 (合同対策協議会派遣) 1名			原子力防災要員2名を含む
	本部員管理職 1名			
	本部員一般職 1名			
	広報班管理職 1名			
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	4名	シンチレーションサーベイメータ	5台	※1：放射線測定車に搭載
		電離箱サーベイメータ	10台	
		中性子線サーベイメータ	2台	
		汚染密度測定用サーベイメータ	5台	
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	1台	
		蛍光ガラス線量計素子	30個	
		電子式線量計	50台	
		ヨウ素測定器	サンプラ 5台	
			※1測定器 1台	
		ダスト測定器	サンプラ 5台	
			※1測定器 1台	
		放射線測定車	1台	
		モニタリング用車両	1台	
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)における業務に関する事項	5名程度			

※原子力災害事後対策の活動状況により要員については派遣先と調整する。

別表5 他の原子力事業者で発生した原子力災害時における協力要員派遣準備人数・資機材貸与準備数

	協力要員派遣準備人数	資機材貸与準備数		備 考
環境放射線モニタリング等に関する事項	60名	汚染密度測定用サーベイメータ	102台	
		NaIシンチレーションサーベイメータ	3台	
		電離箱サーベイメータ	3台	
		ダストサンプラ	17台	
		個人線量計（ポケット線量計）	150個	
		高線量対応防護服	30着	
		全面マスク	150個	
		タイベックスーツ	8,500着	
		ゴム手袋	17,000双	
		遮蔽材	300枚	
		放射線測定車	1台	
		Ge半導体式試料放射能測定装置	1台	
		ホールボディカウンタ	1台	
		可搬型モニタリングポスト	2台	

※原子力防災組織の人員及び原子力防災資機材については、東京電力ホールディングス株式会社の総数を示す。

※支援にあたっては、陸路、空路又は海路のうち適切な輸送方法で行う。

別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。

(1) 発電所原子力防災組織業務

法人の名称	株式会社ネクセライズ
主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号
業務の範囲及び実施方法	<p>発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。

(2) 本社原子力防災組織業務

法人の名称	東京電力フュエル&パワー株式会社
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。

法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信班に関する業務（社内外関係箇所との通信手段の維持、確保） 資材班に関する業務（発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送） 広報班に関する業務（プレス対応（お客様対応を含む）等） その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。

法人の名称	東京電力エナジーパートナー株式会社
主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座八丁目13番1号
業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報班に関する業務（プレス対応（お客様対応を含む）等） その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。

様式集

Ⅲ 様式集

- 様式 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 様式 2 原子力防災要員現況届出書
- 様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 様式 4 放射線測定設備現況届出書
- 様式 5 放射線測定設備の性能検査申請書
- 様式 6 原子力防災資機材現況届出書
- 様式 7 - 1 警戒事態該当事象発生連絡
- 様式 7 - 2 警戒事態該当事象発生連絡後の経過連絡
- 様式 8 - 1 特定事象発生通報（原子炉施設）
- 様式 8 - 2 特定事象発生通報（事業所外運搬）
- 様式 9 - 1 応急措置の概要（原子炉施設）
- 様式 9 - 2 応急措置の概要（事業所外運搬）
- 様式 1 0 防災訓練実施結果報告書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣，原子力規制委員会 殿	
届出者	
住 所	
氏 名	
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	
別紙のとおり，原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和 4 1 年 1 2 月 1 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とする。
- 2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
<p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。</p>		
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他防災要員
情報の整理，関係者との連絡調整		名以上
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上
広 報		名以上
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名以上
放射性物質による汚染の除去		名以上
医療に関する措置		名以上
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上
原子力事業所内の警備等		名以上

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22	
区 分	選 任	解 任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	/
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	/

- 備考 1 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日		
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
原子力事業所内の放射線測定設備	設 置 数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設 置 者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は，通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

放射線測定設備の性能検査申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏 名 東京電力ホールディングス株式会社

原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
原子力事業所内の 放射線測定設備	検査対象	式
	その概要	別紙のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿			
届出者			
住 所			
氏 名			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
個人用外部被ばく線量測定器	台		
その他	エリアモニタリング設備	台	
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には，設備の種類を記載すること。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 時 分

様式 7 - 1

1 F

警戒事態該当事象 (AL)

送信枚数 (/)

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名

連絡先

警戒事態該当事象の発生について, 原子力災害対策指針及び福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所 福島第一原子力発電所
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2

警戒事態該当事象の発生箇所 福島第一原子力発電所 号機

警戒事態該当事象の発生時刻 年 月 日 時 分 (24時間表示)

発生した警戒事態該当事象の種類
 AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ
 その他 (所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生,
 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表,
 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)

想定される原因 調査中, 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, その他 ()

検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主な施設・設備の状態等

原子炉の運転状態

発生前	冷温停止状態・燃料取出後
発生後	状態継続

排気筒モニタの指示値

確認中・変化なし・変化あり (cps → cps)

モニタリングポストの指示値

確認中・変化なし・変化あり (最大値 : μSv/h → μSv/h, No.)

敷地境界連続ダストモニタ

確認中・変化なし・変化あり (最大値 : Bq/cm ³ → Bq/cm ³ , No.)

その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報

(当該原子力事業所所在市町村において, 震度 6 弱以上*の地震が発生した場合)
 *当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は, 震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。
 観測用地震計による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃 (24 時間表示)]
 確認中, 検知なし, 検知あり (水平方向 : gal, 鉛直方向 : gal)

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

時

分

様式 7 - 2

1 F

警戒事態
該当事象
続報

送信枚数 (/)

警戒事態該当事象発生連絡後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

連絡者名

連絡先

原子力災害対策指針及び福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき，警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	福島第一原子力発電所 号機
警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分 （24 時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）（注 3）	（対応日時，対応の概要）
その他の事項の対応（注 4）	

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とする。

（注 1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所，発生時刻，種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況，故障機器の応急復旧，拡大防止措置等の時刻，場所，内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合，また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は，その発生日時，観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向，鉛直方向）を記入する。

（注 4）緊急時対策本部の設置状況，被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 時 分

様式 8 - 1

1 F

特定事象 (SE)

特定事象 (GE)

送信枚数 (/)

上記のうち不要なものを削除

特定事象発生通報 (原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 10 条通報

通報者名
連絡先

特定事象の発生について, 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所 福島第一原子力発電所
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2

特定事象の発生箇所 福島第一原子力発電所 号機

特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分 (24 時間表示)

発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<p>原子力災害対策特別措置法 10 条第 1 項に基づく基準</p> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * <input type="checkbox"/> SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE06 施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ * <input type="checkbox"/> SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<p>原子力災害対策特別措置法 15 条第 1 項に基づく基準</p> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE06 施設内 (原子炉外) での臨界事故 * <input type="checkbox"/> GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * <input type="checkbox"/> GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	(注記: * は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)		

想定される原因 調査中, 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, その他 ()

検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主な施設・設備の状態等

原子炉の運転状態	
発生前	冷温停止状態・燃料取出後
発生後	状態継続
排気筒モニタの指示値	
確認中・変化なし・変化あり (cps → cps)	
モニタリングポストの指示値	
確認中・変化なし・変化あり (最大値: μSv/h → μSv/h, No.)	
敷地境界連続ダストモニタ	
確認中・変化なし・変化あり (最大値: Bq/cm ³ → Bq/cm ³ , No.)	

その他特定事象の把握に参考となる情報

(当該原子力事業所所在市町村において, 震度 6 弱以上*の地震が発生した場合)

*当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は, 震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。

観測用地震計による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃 (24 時間表示)]

確認中, 検知なし, 検知あり (水平方向: gal, 鉛直方向: gal)

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

1 F

特定事象
(SE)

特定事象
(GE)

送信枚数 (/)

上記のうち不要なものを削除

特定事象発生通報 (事業所外運搬)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣, 都道府県知事, 市町村長 殿

第 10 条通報

通報者名

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について, 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称
及び場所

福島第一原子力発電所
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2

特定事象の発生場所

都道府県

市町村

(海上の場合: 沖合 k m)

特定事象の発生時刻

年 月 日 時 分 (24 時間表示)

発生した
特定事象の
概要

特定事象の種類

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準

* XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇

* XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準

* XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇

* XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

(注記: * は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)

想定される原因

調査中, 火災, 爆発, 沈没, 衝突, 交通事故,
その他 ()

検出された放射
線量の状況, 検
出された放射性
物質の状況, 主
な施設・設備の
状態等

その他特定事象の把握に参考となる情報

備考 用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

時 分

様式 9-1

1 F

第 25 条報告

送信枚数 (/)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所 号機
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概 要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。
なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要 (福島第一原子力発電所)

1. プラント状況			
(1) 1号機, 2号機, 3号機 (確認時刻: 月 日 時 分)			
	1号機	2号機	3号機
原子炉注水設備	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中
格納容器ガス管理設備	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中
窒素封入設備	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中
使用済燃料プール冷却設備	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中	
使用済燃料プール水位	満水・上昇中・下降中・確認中	満水・上昇中・下降中・確認中	
外部電源受電状況	(大熊線3号) 受電あり・受電なし・確認中	(大熊線4号) 受電あり・受電なし・確認中	
	(東電原子力線) 受電あり・受電なし・確認中		
非常用ディーゼル発電機	(所内共通A) 待機・運転・停止・確認中	(所内共通B) 待機・運転・停止・確認中	
(2) 5号機, 6号機, 共用プール			
	5号機	6号機	共用プール
使用済燃料プール冷却設備	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中	運転中・停止中・待機・確認中
使用済燃料プール水位	満水・上昇中・下降中・確認中	満水・上昇中・下降中・確認中	満水・上昇中・下降中・確認中
外部電源受電状況 (5号機, 6号機のみ)	(双葉線1号) 受電あり・受電なし・確認中	(双葉線2号) 受電あり・受電なし・確認中	
非常用ディーゼル発電機 (5号機, 6号機のみ)	(5A) 待機・運転・停止・確認中	(6A) 待機・運転・停止・確認中	
	(5B) 待機・運転・停止・確認中	(6B) 待機・運転・停止・確認中	
2. 放射性物質放出状況・気象情報 (放出有りの場合に記載) (評価時刻: 月 日 時 分)			
放出開始時刻	月 日 時 分頃		放出箇所
放出停止時刻	月 日 時 分頃		放出高さ (地上高)
放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量
希ガス	Bq/h		Bq
ヨウ素	Bq/h		Bq
その他(核種:)	Bq/h		Bq
気象情報	天候		風向
	風速	m/s	大気安定度
3. モニタ (確認時刻: 月 日 時 分)			
排気筒モニタ	変化なし・確認中・変化あり→(最大値: CPS→ CPS, 場所)		
モニタリングポスト	変化なし・確認中・変化あり→(最大値: μ Sv/h→ μ Sv/h, No.)		
敷地境界連続ダストモニタ	変化なし・確認中・変化あり→(最大値: Bq/cm ³ → Bq/cm ³ , No.)		
4. その他			

1 F

第25条報告

応急措置の概要（事業所外運搬）（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，都道府県知事，市町村長 殿

第25条報告

報告者名
連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき，応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生場所 (注1)	都道府県 市町村 (海上の場合：沖合 k m)
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時，対応の概要) ※添付の有り・無し
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生場所，発生時刻，種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況，故障機器の応急復旧，拡大防止措置等の時刻，場所，内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況，被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（輸送容器状況）

1. 輸送容器状況		(確認時刻： 月 日 時 分)					
事故発生時の 状況	輸送物		使用容器				
	出発地		到着予定地				
	輸送手段						
現在の状況	火災の有無	火災無し ・ 火災可能性有り ・ 火災有り ・ 不明					
	爆発の有無	爆発無し ・ 爆発可能性有り ・ 爆発有り ・ 不明					
	漏えいの有無	漏えい無し ・ 漏えい可能性有り ・ 漏えい有り ・ 不明					
	特記事項						
2. 放射線量状況		(確認時刻： 月 日 時 分)					
距離・場所							
μSv/h							
3. 放射性物質放出状況等（放出，漏えい有りの場合に記載）		(確認時刻： 月 日 時 分)					
放出，漏えい 開始時刻		放出，漏えい 停止時刻					
放出，漏えい箇所							
4. その他							

防災訓練実施結果報告書

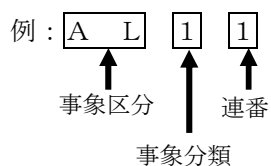
年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者	
住所 _____	
氏名	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
<p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

【参考】緊急時活動レベル（EAL）一覧表

EAL 区分	警戒事態を判断する基準〔AL〕 (警戒事象)		原子力災害対策特別措置法第 10条に基づく通報基準〔SE〕 (施設敷地緊急事態に該当する事象)		原子力災害対策特別措置法第15条の 原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 (全面緊急事態に該当する事象)		
	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	
冷やす	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
その他脅威	55	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
その他	—	—	地震(所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合)	—	—	—	—
	—	—	津波(所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合)	—	—	—	—
	—	—	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	—	—	—	—
(参考) 事業所外運搬	61	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	62	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

※番号記載例



事象区分	
AL	警戒事象
SE	施設敷地緊急事態
GE	全面緊急事態
XSE	指針のEALに該当しない原災法通報事象
XGE	指針のEALに該当しない原災法通報事象

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他の脅威
6	事業所外運搬

なお、番号はBWR及びPWR共通のため、PWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。